

さぬき市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

～2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向けて～

2024(令和 6)年 3 月

さぬき市

目 次

第 1 章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 上位計画等の整理	5
3. 本計画策定の基本的事項	7
第 2 章 本市の地域特性	9
1. 自然状況に関する地域特性	9
2. 社会状況に関する地域特性	13
3. 産業・経済状況に関する地域特性	19
4. 供給処理・エネルギーの状況に関する地域特性	21
5. 地域特性を生かした地域資源の活用	25
第 3 章 温室効果ガス排出量調査	26
1. 温室効果ガス排出状況	26
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	29
第 4 章 2050 年に向けた将来像、ロードマップ	34
1. 2050 年に向けた将来像	34
2. 本市の脱炭素ロードマップ	36
第 5 章 温室効果ガス削減目標	38
1. 2050 年カーボン・ニュートラルに向けた基本方針	38
2. 再生可能エネルギー種別導入目標	39
3. 温室効果ガス削減目標	41
第 6 章 目標達成のための取組施策	44
1. 目標達成のための取組施策の基本的考え方	44
2. 本市の取組施策	45
第 7 章 計画の推進体制	55
1. 推進体制の整備	55
2. 計画の進行管理	56

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と目的

1-1 地球温暖化、気候変動問題をめぐる国の動向

(1) 地球温暖化の影響

いま世界では、気候変動に伴う自然災害の頻発化や甚大化、プラスチックごみ問題、生物多様性の喪失など様々な問題が深刻化しています。特に急速な地球温暖化は、気温上昇だけでなく熱中症や感染症といった健康被害のリスクの増加、エルニーニョ現象による海面上昇、それに伴う国土消失の危機、大気や水環境の悪化といった様々な悪影響を引き起こしており、危機的な状況となっています。



図 1-1 自然災害の発生状況

出典：国土交通省資料を基に作成

(2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な取組

国連の下では、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、締約国会議（以下「COP」といいます。）が開催されています。

2015 年に開催された COP21 では、1997 年に開催されたCOP3 で採択された京都議定書に代わるものとして、すべての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が採択され、2016 年に発効しました。

パリ協定においては、世界共通の長期目標として 2℃目標の設定、世界の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに抑える努力を追求することへの言及、すべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施等が規定されています。

その後、2016 年に開催された COP22 では、パリ協定の実施指針を 2018 年までに策定することが決定されました。その後、2017 年に開催された COP23 において、実施指針のアウトラインがまとめられ、2018 年に開催された COP24 において、すべての国に共通に適用される実施指針が採択されました。

2019 年に開催された COP25 では、市場メカニズム(二国間クレジット制度等の取扱い等)について完全には合意に至らず、2021 年に開催された COP26 では、グラスゴー気候合意として気候変動対策の基準が 1.5℃に設定され、2022 年末までに、各国が独自に定める 2030 年の温室効果ガスの排出量削減目標を見直すことが要請されたほか、排出削減措置を講じていない石炭火力発電所の段階的削減やパリ協定を実施するためのパリ協定ルールブックの整備が合意に至りました。

2023 年に開催された COP28 では、パリ協定に基づき気候変動対策の目標について、世界全体の進捗状況を評価する仕組み「グローバル・ストックテイク」が実施され、今後 5 年に 1 度実施されることとなりました。また、2030 年までに世界の再エネ設備容量を 3 倍に拡大することについて、日本を含む 130 カ国が合意しました。さらに、「2030 年頃までのおよそ 10 年で化石燃料からの脱却を加速する」ことが盛り込まれ、合意に至りました。

国際目標である SDGs（持続可能な開発目標）においては、エネルギーや気候変動に関する目標が掲げられており、他にも Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス＝企業統治）の三つの観点から企業の将来性や持続性などを分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別する ESG 投資が重要視されるなど、地球温暖化対策は、国際社会全体で取り組むべき最も重要な課題の一つとして認識されています。

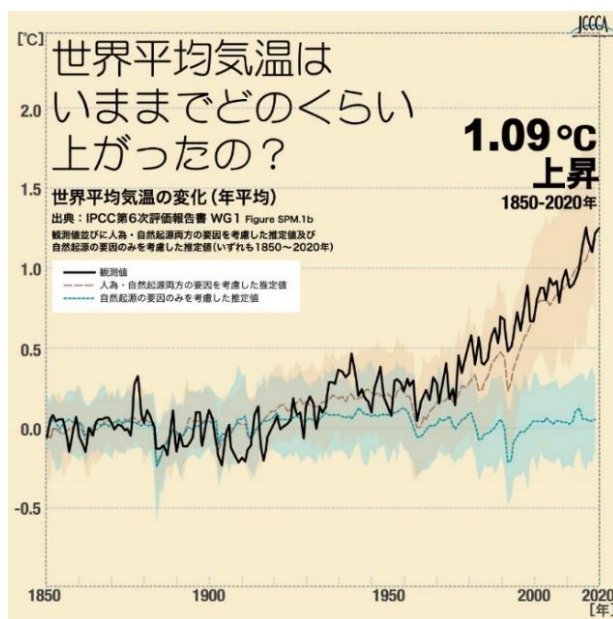


図 1-2 世界の平均気温の変化

出典：JCCCA ウェブサイト

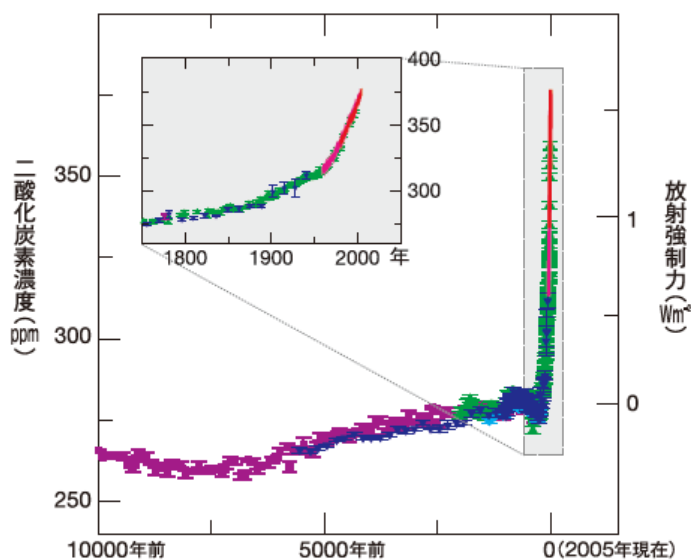


図 1-3 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化

出典：環境省「STOP THE 温暖化 2012」から引用

1-2 地球温暖化対策をめぐる国内の取組

国は、京都議定書の採択を受け、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。

その後、COP21で採択されたパリ協定や、気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2016年に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を策定し、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減する中期目標を掲げるとともに、長期的目標として2050年までに80%の削減をめざすこととしました。

2019年6月には、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現をめざすことを長期的なビジョンとして掲げました。

また、地球温暖化対策において、「緩和」策と「適応」策は車の両輪の関係にあることから、国内の適応策の法的位置付けを明確化するため、2018年6月に「気候変動適応法」を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みを整備しました。

2018年11月には、気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「気候変動適応計画」を策定し、各主体の役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、「農業・林業・水産業」、「健康」等分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

こうしたなか、2020年10月には、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、同年11月には、国会において、「気候非常事態宣言」が採択されました。

さらに、2021年4月に開催された気候サミットで、「2030年度の温室効果ガス排出削減目標について、2013年度比で46%削減をめざすとともに、さらに50%減の高みに向けて挑戦を続ける」ことを宣言するなど、脱炭素化の動きが加速化しています。

1-3 再生可能エネルギー利活用の加速化の動き

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、国は経済社会のリデザイン（再設計）による社会変革を促し、脱炭素社会への移行を進めていく考えを示しており、その取組・投資とともに、地方創生につながる再生可能エネルギーの利用を促進するため、2021年5月に地球温暖化対策推進法を改正しました。

第5次環境基本計画において、国は地域循環共生圏をローカルSDGsの実現像として位置付け、地域の再生可能エネルギーの地産地消を通じて、ライフスタイルの変革や自然との共生とともに、経済の活性化や災害時の対応力向上等の地域課題を同時に解決する方向性を示しています。

今後5年間に対策を集中して実施することにより、脱炭素のモデルケースを各地が創出することで、先行する地域の取組を次々に広げていくことを目指した「地域脱炭素ロードマップ」を2021年6月に公表しました。

太陽光・水力・風力などの地域資源を活用した再生可能エネルギーの積極導入は、東京一

極集中の是正を目指す 2021 年の「まち・ひと・しごと創生基本方針」においても重点施策として位置付けられています。

併せて、環境分野への投資に大規模な民間資金を巻き込み、再生可能エネルギーの飛躍的導入などの取組を持続可能な経済成長につなげていくため、企業の研究開発方針や経営方針の転換をねらいとした「グリーン成長戦略」を具体化しました。

2 上位計画等の整理

2-1 香川県における地球温暖化対策

2006年には、地域レベルでの地球温暖化対策を推進するため、温対法に基づき、「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、地球環境の保全に資する行動をとることで、地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、2008年には、香川県公害防止条例を「香川県生活環境の保全に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）と改正し、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者を対象に、温暖化対策の計画書等の作成、提出、公表を義務付けることにより、地球温暖化対策の推進を図っています。

その後、2015年に策定した第3次の「香川県地球温暖化対策推進計画」では、国が「地球温暖化対策計画」で示した温室効果ガス排出量削減の中期目標に即して、2020年度に2012年度比で温室効果ガス排出量を12.2%削減するほか、エネルギー消費量を4.6%削減することを目標に、省エネルギー行動の拡大や再生可能エネルギーの導入促進など、各種施策を展開してきました。

「適応」については、個別に取り組んでいた適応策を計画的かつ総合的に進めるため、2017年に、地域気候変動適応計画策定の方向性を定める「香川県気候変動適応方針」を策定し、2019年10月には、地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理及び提供等を行う拠点として、「香川県気候変動適応センター」を香川県環境保健研究センター内に設置し、取組を進めています。

こうしたなか、2021年2月、「現在の気候が危機的な状況であることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げる表明を行いました。

2021年10月には2025年度までの5年間を計画期間とする第4次の「香川県地球温暖化対策推進計画」を策定し、そのなかで「2025年度に2013年度比で33%削減する」という温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。

その内訳として、2023年2月に策定した「香川県地域脱炭素ロードマップ」では、2030年度に46%削減目標達成に向けた温室効果ガス削減量の目安とした以下の表を示しています。

	(千t-CO2)									
	2013 基準年度	2019		2030		2030 追加対策あり				
		現況	基準年度比	追加対策なし (現状すう勢)	基準年度比	基準年度比	削減見込量目安			
二酸化炭素	12,066	8,754	-27%	10,476	-13%	6,567	-46%	▲3,909	-	-
エネルギー起源	11,801	8,523	-28%	10,264	-13%	6,402	-46%	▲3,862	(▲1,645)	(▲2,217)
産業部門	4,658	3,593	-23%	4,519	-3%	3,204	-31%	▲1,315	(▲471)	(▲844)
業務部門	2,028	1,259	-38%	1,619	-20%	567	-72%	▲1,052	(▲360)	(▲692)
家庭部門	2,548	1,308	-49%	1,591	-38%	648	-75%	▲943	(▲270)	(▲673)
運輸部門	2,465	2,310	-6%	2,482	1%	1,930	-22%	▲552	(▲544)	(▲8)
エネルギー転送	102	53	-48%	53	-48%	53	-48%	-	-	-
非エネルギー起源	265	231	-13%	212	-20%	165	-38%	▲47	(▲47)	-
工業プロセス	2	2	0%	1	-50%	-	-100%	▲1	(▲1)	-
廃棄物分野	263	229	-13%	211	-20%	165	-37%	▲46	(▲46)	-
メタン等	317	326	3%	246	-22%	228	-28%	▲18	(▲18)	-
代替フロン等4ガス	317	432	36%	497	57%	149	-53%	▲348	(▲348)	-
合計	12,700	9,512	-25%	11,219	-12%	6,944	-45%	▲4,275	(▲2,059)	(▲2,217)
森林等吸収源対策	▲10	▲91	810%	▲91	810%	▲91	810%	-	-	-
合計(差引後)	12,691	9,421	-26%	11,128	-12%	6,853	-46%	▲4,275	(▲2,059)	(▲2,217)

※現状すう勢とは、今後追加的な対策（既存の取組みに加えて、県民、事業者の省エネ・再エネ導入のさらなる取組みを行うこと）を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。区域の将来推計人口や経済成長率等の活動量の見通しを踏まえたものとなっています。

図 1-4 温室効果ガス削減量の目安

出典：香川県地域脱炭素ロードマップ

2-2 さぬき市における地球温暖化対策

(1) さぬき市環境基本計画

本市では、良好で快適な環境を確保するとともに、環境にやさしいまちづくりをめざして、施策の総合的、計画的な推進に向けて環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めることを目的として2016年3月に「さぬき市環境基本計画」を策定しています。

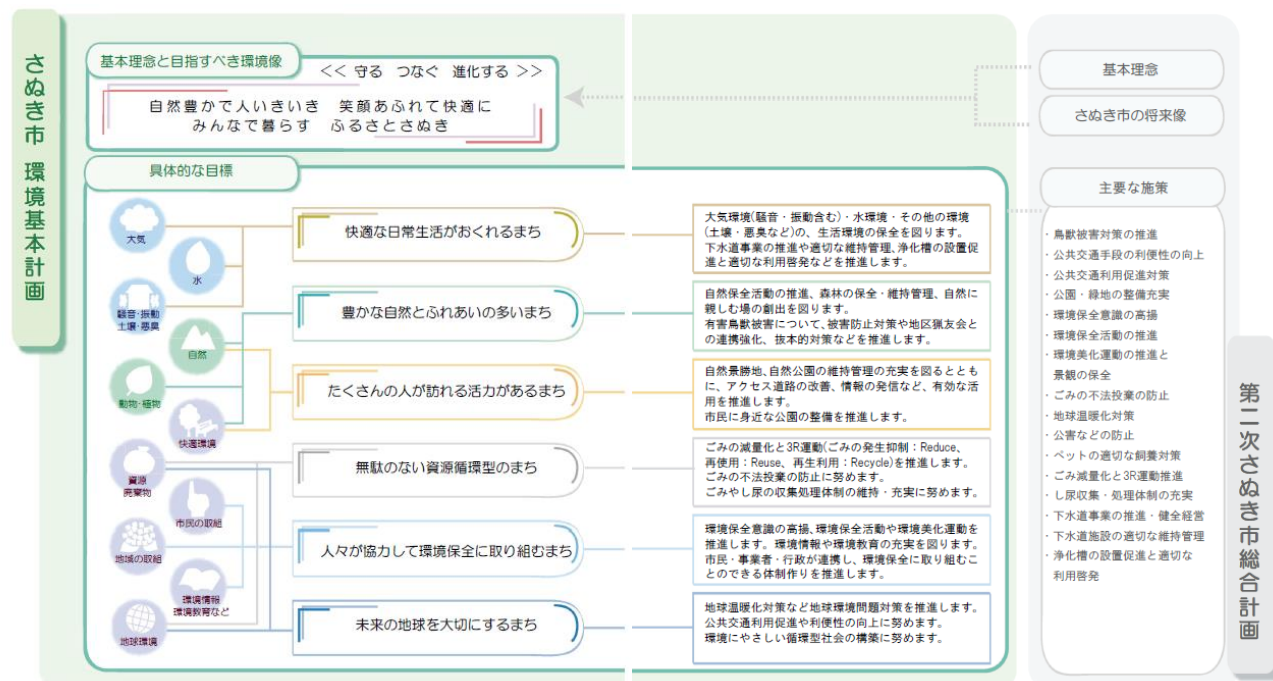


図 1-5 さぬき市の目指す環境像

出典：さぬき市環境基本計画から引用

【未来の地球を大切にするまち】

●市民・事業者

- ✓ 地球環境問題に関心を持ちましょう。
- ✓ 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ✓ 低公害車、低燃費車の利用や、エコドライブを心がけましょう。
- ✓ 新エネルギーの導入に努めましょう。
- ✓ 冷暖房や照明、テレビなどの節電、お風呂やシャワーの節水をしましょう。
- ✓ 地球温暖化やCO₂削減の取組について学び、できることから取り組みましょう。

●市（行政）

- ✓ 公共施設などにおける地球温暖化対策を推進します。
⇒ 省エネルギー活動(クールビズ・ウォームビズなど)を推進します。
⇒ 低公害車、低燃費車やその他機器の導入、新エネルギー導入を検討します。
- ✓ 公共交通手段の利便性の向上や利用促進対策を推進します。
- ✓ 地球温暖化防止や地球環境保全についての取組の啓発活動を行います。
- ✓ ISO14001（国際標準化機構（ISO）によって定められた環境マネジメントシステムの規格）の普及に努めます。
- ✓ 太陽光発電などの自然エネルギーの普及促進を支援します。
- ✓ 地球温暖化対策などについて環境ボランティアとの連携強化を図ります。

（２） 「脱炭素社会」の実現に向けて共同宣言

2022 年 5 月 26 日に香川県とさぬき市を含む 17 市町が 2050 年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に向けて共同宣言しました。

本市においても脱炭素社会の実現を目指すうえで重要な位置付けとなる、再生可能エネルギーの活用について、本市が有する再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、実現可能な再生可能エネルギーを抽出し、エネルギー転換を段階的、持続的に進めていくため 2023 年 2 月に「さぬき市再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

3 本計画策定の基本的事項

3-1 計画策定の位置付け

本計画は、温対法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画等」に即した計画として、国や県が進める地球温暖化対策と整合を図りながら策定するものです。

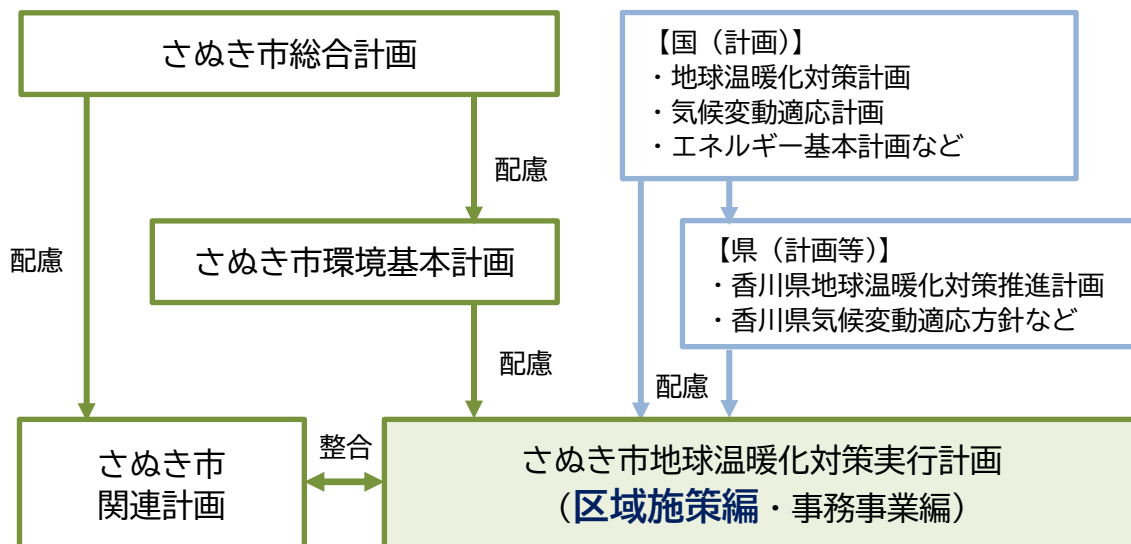


図 1-6 本計画の位置付け

3-2 計画の期間と目標年度

本計画の目標年度は、国の目標を踏まえ、2013 年度を基準年度とし、目標年度を 2030 年度とします。また、長期目標として 2050 年度を見据えた計画とします。

3-3 計画の対象範囲

（１） 対象範囲

本計画の対象範囲はさぬき市全域とし、対象者は市民・事業者・行政のすべてとします。

(2) 対象とする温室効果ガスと部門

温対法では 7 種類の温室効果ガスが定められていますが、日本の温室効果ガスの 91%が二酸化炭素となっています。また、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」においては、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）及び非エネルギー起源（一般廃棄物）を把握することが望まれていることから、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）とします。対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。

表 1-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン（CH ₄ ）		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素（N ₂ O）		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類（PFCs）		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCs の使用
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素（NF ₃ ）		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル
算定手法編 2022 年 3 月

表 1-2 部門・分野別一覧

ガス種	部門・分野		説明	備考
エネルギー起源二酸化炭素	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上します。
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	
上記以外	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。	

第2章 本市の地域特性

1 自然状況に関する地域特性

1-1 位置と地勢

本市は、香川県東部に位置し、北は瀬戸内海に面し、東は東かがわ市、南は徳島県、西は三木町及び高松市に接しています。本市から高松市中心部までは約 15km、岡山市、徳島市までは約 50km、大阪市、広島市には 150km 圏内にあります。面積は 158.63km²で香川県下では 4 番目の広さとなっています。

穏やかな波の瀬戸内海を背景に、讃岐山脈の裾野に広がる緑豊かな田園が織りなす美しい自然景観を有しています。



図 2-1 さぬき市の位置

1-2 気候

本市は典型的な瀬戸内海型気候で、降水量が少なく、比較的温暖で日照時間が長いという特徴を持っています。

市内には、気象観測所は設置されていませんが、隣接する高松市に設置されている高松地方気象台で常時気象観測が行われており、以下(1)～(5)については、高松地方気象台のデータとなっています。

(1) 降水量・日平均気温

2022 年の降水量は最小 13.5mm(1 月)～最大 112.5mm(9 月)、日平均気温は最低 5.1℃(2 月)～最高 29.8℃(8 月)でした。

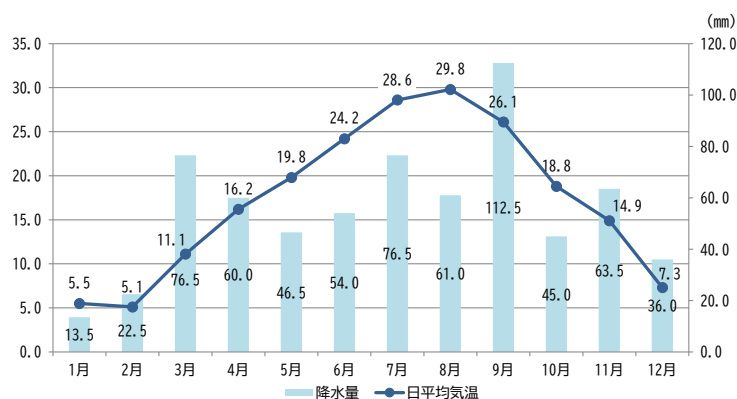


図 2-2 2022年の降水量・日平均気温

出典：気象庁ホームページ

「高松地方気象台(月ごとの値)」

(2) 年間降水量

ここ 10 年間の平均年間降水量は 1,209.1mm ですが、667.5mm (2022 年) から 1,575.0mm (2018 年) までの変動があります。

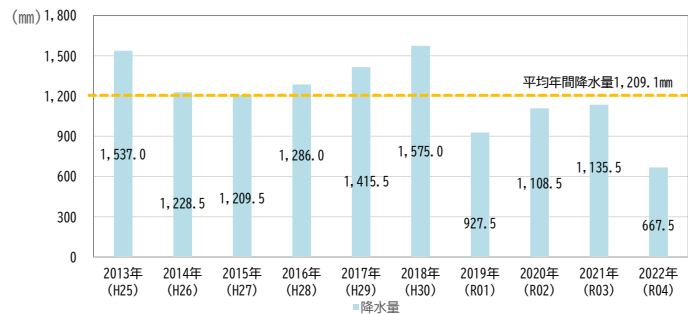


図 2-3 2013年～2022年の年間降水量

出典：気象庁ホームページ
「高松地方気象台(年ごとの値)」

(3) 年間平均気温

本市は瀬戸内海に面する温厚な気候で、過去 10 年間に於いて年平均気温は概ね 16～17℃前後で推移しています。

年平均気温を平均値(2013 年～2022 年)と比べると、過去 10 年間で 0.5℃上昇しており、近年は猛暑日(日最高気温が 35℃以上の日)の発生頻度が高くなっており、温暖化の傾向が表れています。

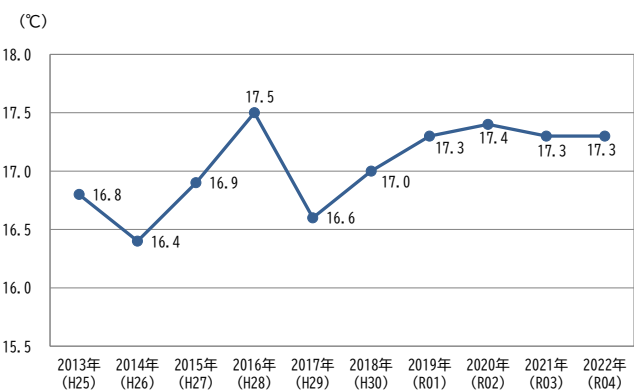


図 2-4 2013年～2022年の年間平均気温

出典：気象庁ホームページ
「高松地方気象台(年ごとの値)」

(4) 年間日照時間

ここ 10 年間の平均年間日照時間は 2,136.4 時間であり、全国平均及び香川県内の平均を上回っています。(2020 年の全国日照時間平均値：1,662 時間、香川県の日照時間：2,046 時間(全国 14 位※))

※年間日照時間数の平均値(1991 年～2020 年)

日照時間については、1,968 時間(2015 年)から 2,288 時間(2013 年)までの変動があります。本市が属する瀬戸内地域は、年間最適傾斜角日射量(年間を通じて最も日射量が大きくなる条件での日射量)が大きいことが特徴となっています。

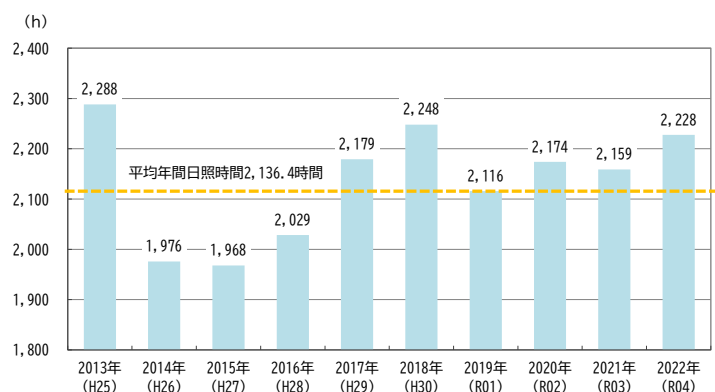


図 2-5 2013年～2022年の年間日照時間

出典：気象庁ホームページ
「高松地方気象台(年ごとの値)」

（５）年間平均風速

ここ 10 年間の年間平均風速は、2.4m/s～2.6m/s で、大きな変化はありません。

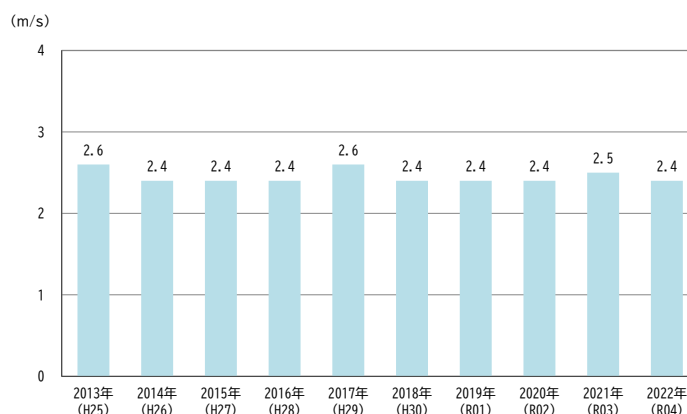


図 2-6 年間平均風速

出典：気象庁ホームページ

「高松地方気象台(年ごとの値)」

1-3 水象

2019 年～2021 年の調査では、市内にため池は 1,524 ケ所ありますが、1999 年調査からの約 20 年間に 288 ケ所・約 16%減少しています。同様に、ため池の総貯水量・池敷面積・満水面積も減少傾向にあります。ため池は本来の灌漑機能の他に、水源涵養機能、国土保全機能、生物多様性の保全機能などの様々な役割を持つものであり、これらの機能を保全していくことが必要となります。

表 2-1 ため池の状況

	ため池数	総貯水量	池敷面積	満水面積
1999(H11)年調査	1,812ヶ所	9,422千m ³	386ha	309ha
2019(R01)～2021(R03)年調査	1,524ヶ所	8,982千m ³	377ha	304ha
増減	288ヶ所減少	440千m ³ 減少	9ha減少	5ha減少

出典：香川県統計年鑑

1-4 環境・生物多様性を保全する上で重要な地域

本市では大串半島や津田の松原をはじめとする海岸部、みろく公園や女体山などの山間部、それらに囲まれた平野部の田園地域など、多様な自然環境を有し、多数の自然保護地域などが指定されています。

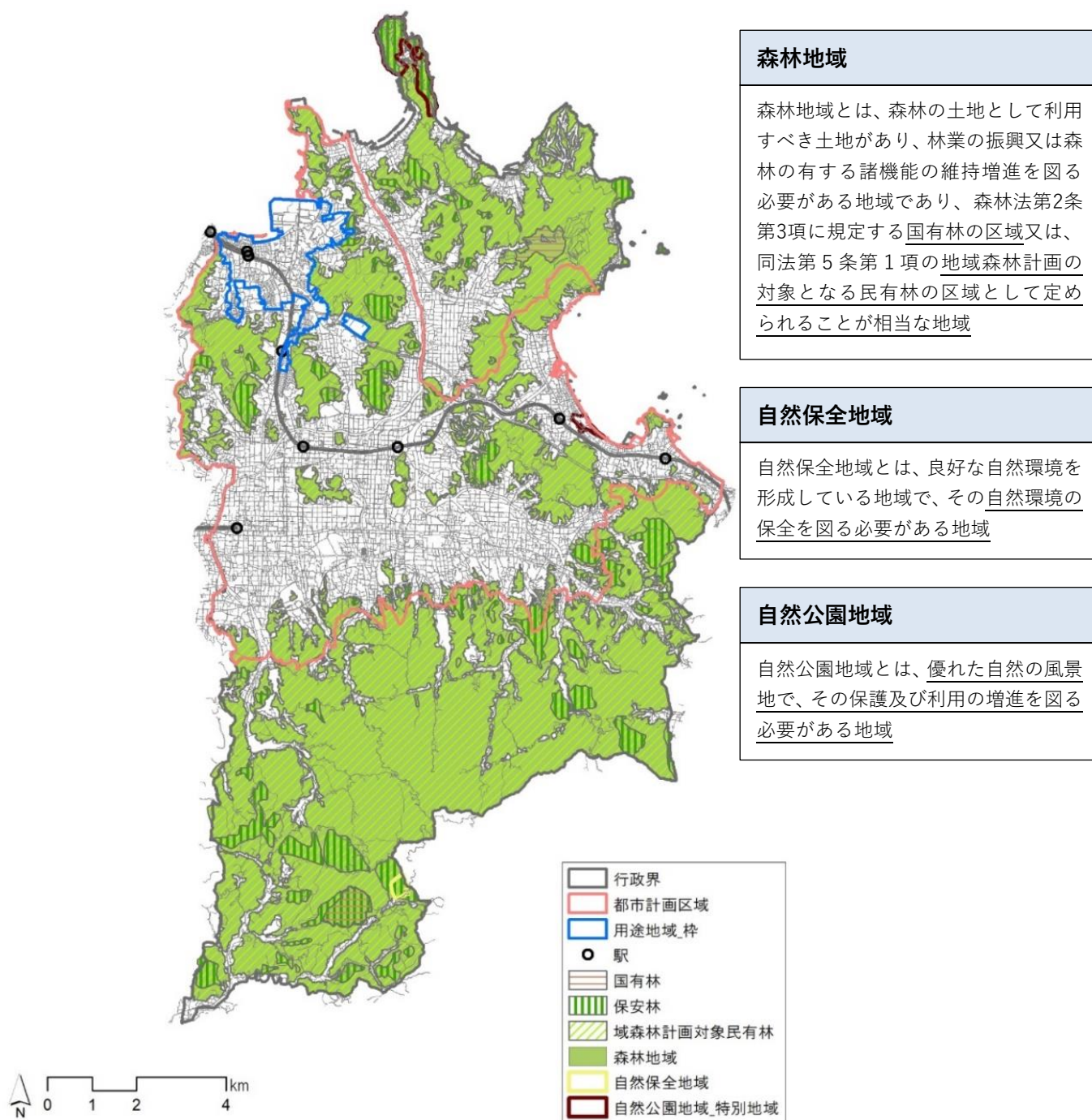


図 2-7 本市の自然の状況

出典：第2次さぬき市都市計画マスタープラン
(森林地域・自然保全地域・自然公園地域の現況図)

2 社会状況に関する地域特性

2-1 人口と世帯

国勢調査に基づく2020年の人口は47,003人で2010年時点から約6千人減少し、世帯数も2020年19,445世帯で、2010年から253世帯減少しています。

世帯当たり人口は、2010年の2.69人から2020年の2.42人と、0.27人減少しています。

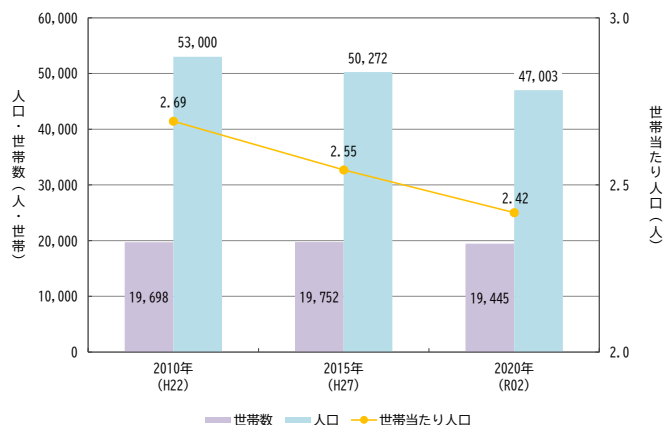


図 2-8 人口・世帯数・世帯当たり人口

出典：国勢調査

また、国勢調査に基づく年齢3区分別人口比率の推移をみると、2010年から2020年にかけて15歳未満の年少人口割合は2.1ポイント減少、15歳以上65未満の生産人口割合は6.1ポイント減少する一方で、65歳以上の老年人口割合は8.3ポイント増加し、2020年の高齢化率は37.5%となっています。

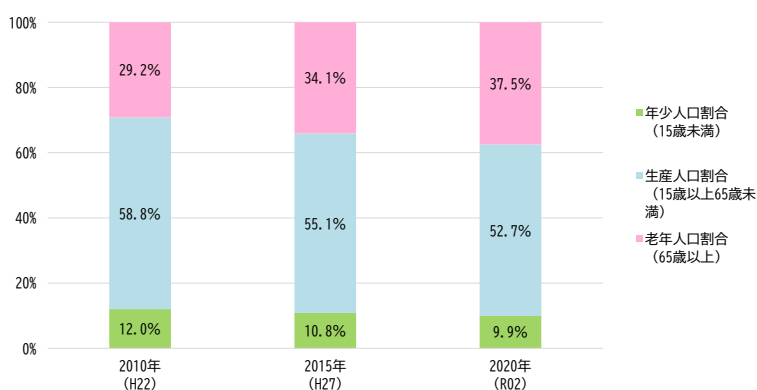


図 2-9 年齢階層別人口割合

出典：国勢調査（※年齢不詳者を除く）

2-2 世帯家族類型

国勢調査に基づく世帯家族類型をみると、本市においては「核家族世帯」の世帯が最も多く、全体の約6割近くを占め、次いで「単独世帯」が全体の約1/3を占めています。

しかし2010年から2020年にかけて、「核家族世帯」は横ばい、「核家族以外の世帯」は減少する一方で「単独世帯」は大きく増加しており、その割合も10年間に5.6ポイント増加しています。

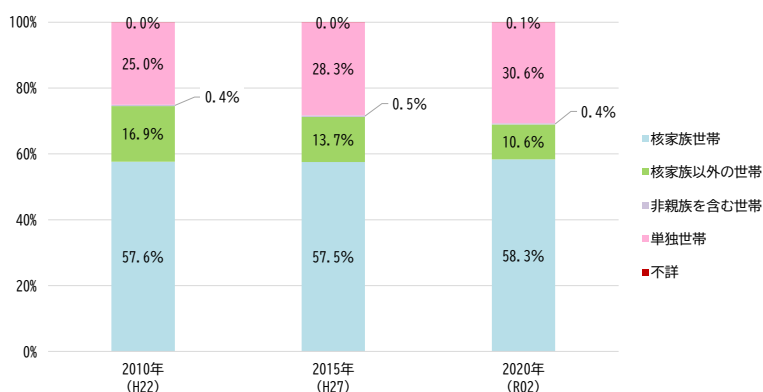


図 2-10 世帯家族類型

出典：国勢調査

2-3 土地利用

2021 年における地目別民有地面積の割合は、山林が 54.0%、農地が 29.6%、宅地が 11.2%の順に多くなっています。

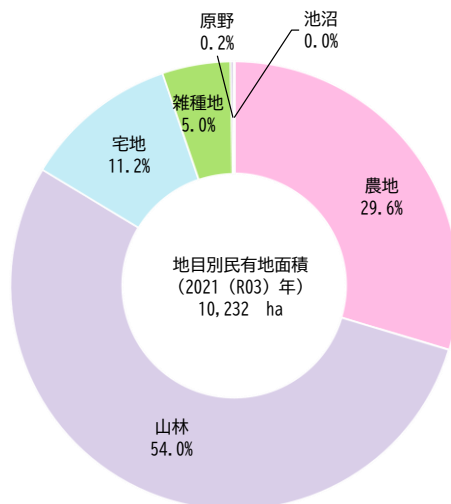


図 2-1 1 2021年の地目別民有地面積の構成比

出典：香川県統計年鑑

2-4 都市計画区域

本市の都市計画区域は 7,181ha あり、そのうち 6.6%が用途地域に指定され、残りは用途白地地域となっています。

用途地域で最も指定範囲が広いのは住居系用途（3.7%）で、用途地域全体の約 5 割を占めています。

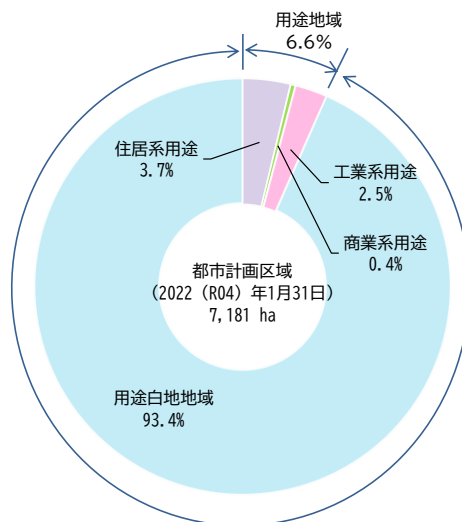


図 2-1 2 計画都市区域の内訳

出典：香川の都市計画

2-5 住宅

(1) 住宅総数及び空き家数の状況

本市の住宅総数は 2018 年で 23,980 戸あり、2008 年から約 17%増加していますが、空き家率は、2008 年の 5.2%から 2018 年 18.5%と大きく増加しています。

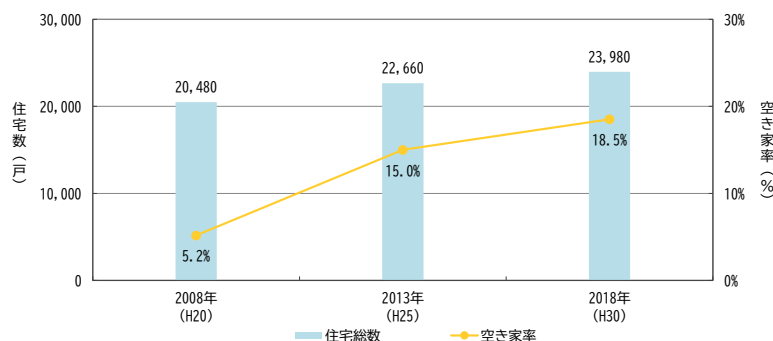


図 2-13 住宅総数・空き家率

出典：住宅・土地統計調査

(2) 住宅所有形態の状況

本市の専用住宅のうち、持ち家は 2013 年の 15,580 戸（82.0%）から 2018 年の 15,080 戸（79.0%）と減少しています。

一方、借家は 2013 年の 3,420 戸（18.0%）から 2018 年の 4,010 戸（21.0%）と増加しています。

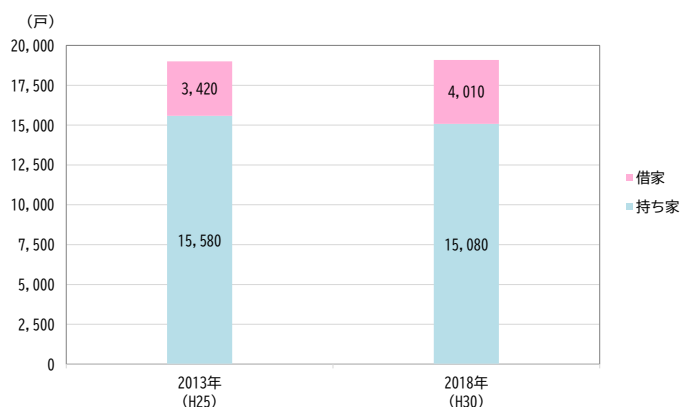


図 2-14 住宅所有形態別内訳

出典：住宅・土地統計調査

(3) 新築住宅の状況

本市の新築住宅の戸数は、2014 年のピーク（224 戸）から 2016 年の 123 戸まで減少した後、2017 年の 171 戸と回復しましたが、その後再び減少傾向となり、2021 年は 112 戸となっています。

新築住宅の床面積合計は、2013 年のピーク（24,179 ㎡）から 2016 年の 14,651 ㎡まで減少した後、2017 年は 19,063 ㎡まで回復しましたが、その後再び減少傾向となり、2021 年は 12,257 ㎡となっています。

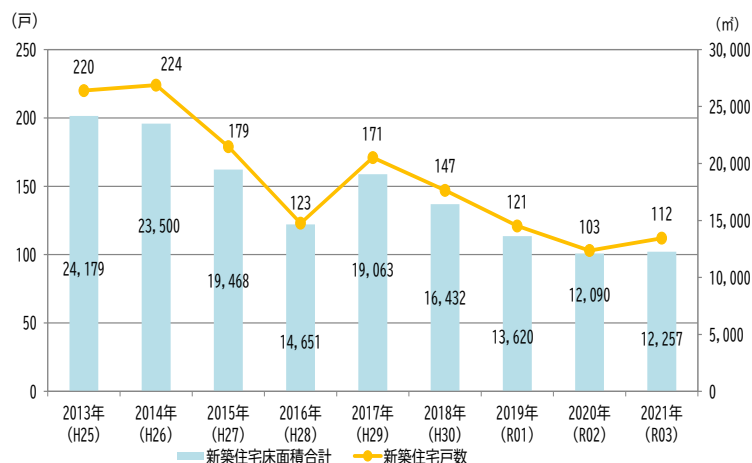


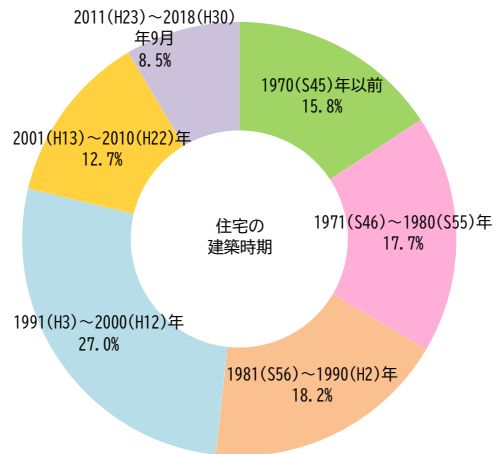
図 2-15 新築住宅戸数・床面積

出典：建築着工統計調査

(4) 住宅の建築時期

2018 年における住宅の建築時期で最も多いのは 1991 年～2000 年の 27.0%で、次いで 1981 年～1990 年の 18.2%となっています。

1980 年以前の住宅は、33.5%あり、全体の 1/3 は旧耐震基準で建てられたものです。



※四捨五入の関係で合計値は整合しない場合があります。

図 2-16 住宅の建築時期

出典：2018 年住宅・土地統計調査

2-6 交通

(1) 道路交通ネットワーク

本市内では東西方向に国道 11 号が走り、並行するように高松自動車道が走っています。県道は市域内に 21 路線が走り、主要幹線道路とともに市の骨格道路網を形成しています。

(2) 公共交通機関ネットワーク

本市の鉄道網は、JR 高徳線と、高松琴平電気鉄道（琴電志度線・長尾線）で構成されています。

本市内の JR 駅 6 駅の合計年間乗降人員は 2016 年に 1,816 千人のピークを迎えましたが、その後は減少し、2021 年には 1,386 千人となっています。

2021 年において乗降人員が最も多いのは志度駅（566 千人）で、次いで神前駅（276 千人）、讃岐津田駅（272 千人）、造田駅（153 千人）、オレンジタウン駅（72 千人）、鶴羽駅（47 千人）の順となっています。

琴電志度線の年間乗降人員は、2021 年度は 310 千人となり、2013 年度の 391 千人に比べ減少しています。

表 2-2 JR高徳線の利用者

(単位：千人)

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R01)	2020年 (R02)	2021年 (R03)
志度駅	711	706	739	730	702	677	673	565	566
オレンジタウン駅	90	90	92	89	79	87	87	80	72
造田駅	178	175	173	171	175	175	177	159	153
神前駅	378	355	368	370	343	318	317	451	276
讃岐津田駅	380	371	374	389	391	392	372	307	272
鶴羽駅	58	54	59	67	64	57	58	44	47
合 計	1,794	1,752	1,804	1,816	1,755	1,706	1,683	1,606	1,386

出典：香川県統計年鑑

本市のバス網は、コミュニティバス（7路線）と大川バス（1路線）、高速バスが運行されています。

コミュニティバスは、2003年度に本格運行開始後、2007年度（までは増加していましたが、減少傾向に転じ、2010年度には10万人を割り込み、2018年度までは9万人前後となりました。

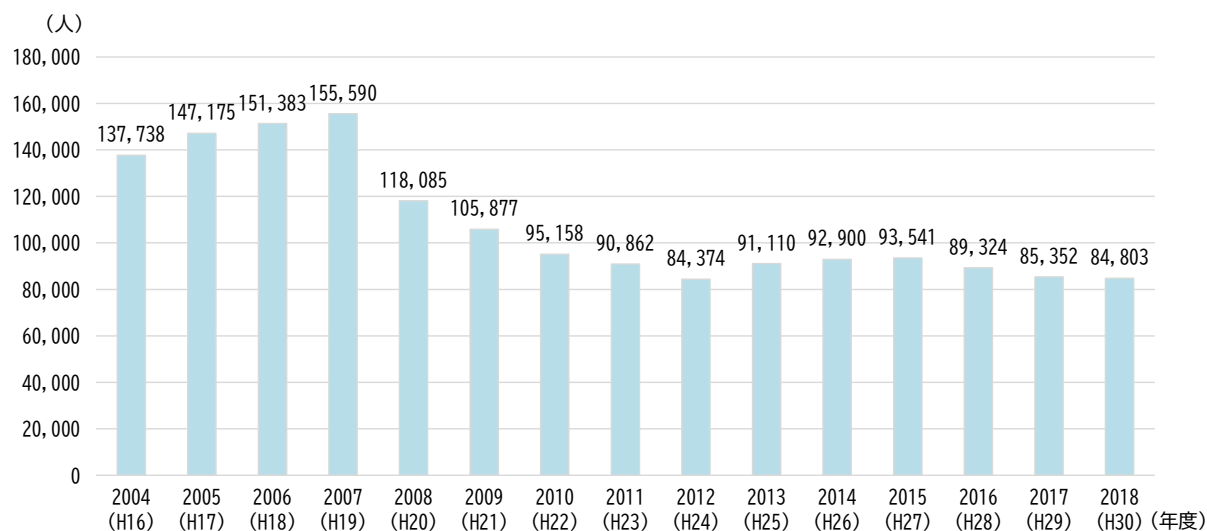


図 2-17 コミュニティバス利用者

出典：さぬき市立地適正化計画

(3) 自動車登録台数

本市の自動車登録台数は2021年度で40,043台あり、2013年度から1,663台（約4%）減少しています。

内訳をみると乗用（軽四輪車）が1,145台（約8%）と最も増え、次いで乗用（普通車）も863台（約13%）増えている一方で、乗用（小型車）は▲2,369台（▲約23%）と大きく減少し、貨物用（▲728台、▲約8%）や二輪車（▲553台、▲約49%）も減少しています。

また、車種別割合をみると乗用（軽四輪車）が最も多く全体の4割近くを占めており、次いで貨物用や乗用（小型車）が全体の2割前後を占めています。

表 2-3 自動車登録台数の内訳

	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R01)	2020年度 (R02)	2021年度 (R03)	2013年度→ 2021年度
貨物用	9,042	8,950	8,778	8,592	8,648	8,498	8,404	8,339	8,314	-728
乗合用	112	111	126	126	128	121	120	120	118	6
乗用（普通車）	6,618	6,757	6,757	6,876	6,990	7,124	7,205	7,323	7,481	863
乗用（小型車）	10,168	9,895	9,519	9,193	8,913	8,612	8,280	7,986	7,799	-2,369
乗用（軽四輪車）	14,000	14,381	14,734	14,931	15,092	15,103	15,177	15,160	15,145	1,145
特種（特殊）用車両	632	610	607	521	595	605	608	623	605	-27
二輪車	1,134	1,166	1,137	1,158	1,158	1,156	1,170	565	581	-553
合計	41,706	41,870	41,658	41,397	41,524	41,219	40,964	40,116	40,043	-1,663

出典：香川県統計年鑑

(4) 船舶

本市には志度港と津田港の2つの港湾があります。

2013年から2022年にかけての入港隻数と総トン数はそれぞれ増減がありますが、志度港は141～224隻（平均179隻）・総トン数2.0～6.7万トン（平均3.7万トン）、津田港は4～56隻（平均15隻）・総トン数0.2～2.9万トン（平均0.8万トン）となっています。

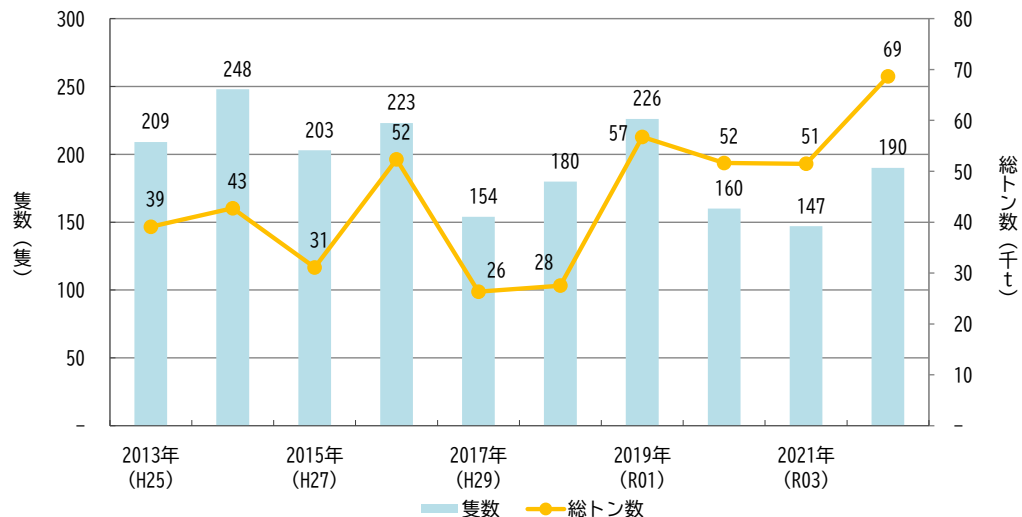


図 2-18 入港船舶トン数

出典：香川県統計年鑑・さぬき市都市整備課

2-7 公共施設

本市が保有する公共施設のうち建物の面積の合計は、2020年度末時点で、約27万㎡です。施設別の割合では、学校施設が約28.5%、公営住宅が約15.3%、スポーツ・レクリエーション施設が約14.7%となっています。

本市の公共施設は、1975年頃から2004年頃にかけて、整備したものとされています。

3 産業・経済状況に関する地域特性

3-1 産業別就業者

本市の就業者数は 21,465 人（2020 年）で、2010 年時点と比べると 2,649 人（約 11%）減少しています。これを産業別にみると、第 1 次産業人口が 284 人（約 16%）、第 2 次産業人口が 738 人（約 12%）、第 3 次産業人口が 1,567 人（約 10%）減少しています。

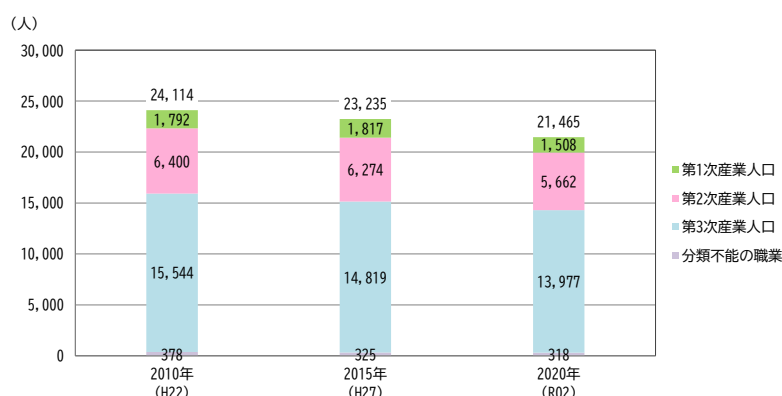


図 2-19 産業別就業者数

出典：国勢調査

また、産業別の人口割合は第 1 次産業及び第 2 次産業で減少傾向、第 3 次産業で増加傾向がみられ、2020 年時点では第 1 次産業が 7.1%、第 2 次産業が 26.8%、第 3 次産業が 66.1%となっています。

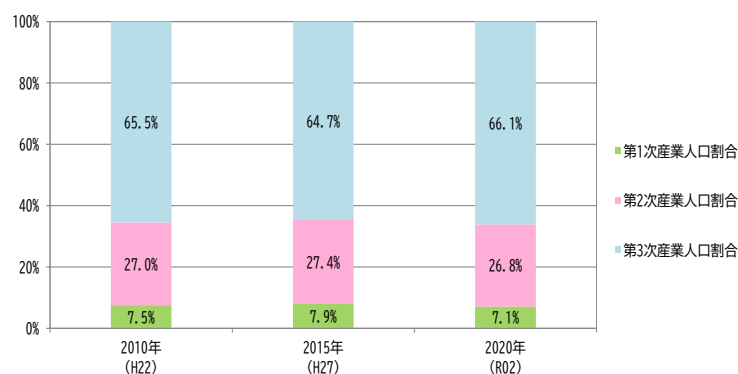


図 2-20 産業別就業者数の割合

出典：国勢調査

3-2 農業

農業は、水稻、野菜、果樹、畜産を組み合わせた複合経営が営まれています。主なものに、いちご、たまねぎ、きゅうり、キャベツ、ぶどう、花きなどがあります。近年では、有機減農薬栽培や大川農産加工コンビナートとの契約栽培、ジャージー牛の導入など付加価値の高い農業が盛んとなっています。

本市の販売農家数は 1,501 戸（2020 年）で、2010 年当時と比べると 813 戸（約 35%）減少しています。農業経営体数も、2010 年の 2,345 経営体から 2020 年には 1,537 経営体まで減少しています。

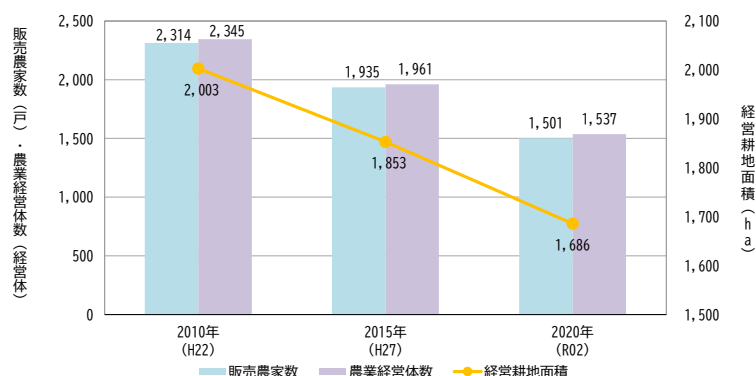


図 2-21 販売農家数・農業経営体数・経営耕地面積

出典：農林業センサス

また、経営耕地面積は 1,686ha（2020 年）で、2010 年当時と比べると 317ha（約 16%）減少しています。

経営耕地の 9 割は田で、次いで畑や樹園地ですが、いずれも面積が減少しています。

3-3 漁業

本市の漁業としては、ハマチ、タイ、カンパチ、牡蠣（かき）、海苔（のり）などの栽培漁業が営まれています。

本市の漁業経営体数は 111 経営体（2018 年）で、2008 年当時と比べると 66 経営体（約 37%）減少しています。

漁業の就業者数は 180 人（2018 年）で、2008 年当時と比べると 129 人（約 42%）減少しています。

また、漁船数は 344 隻（2018 年）で、2008 年当時と比べると 193 隻（約 36%）減少しています。

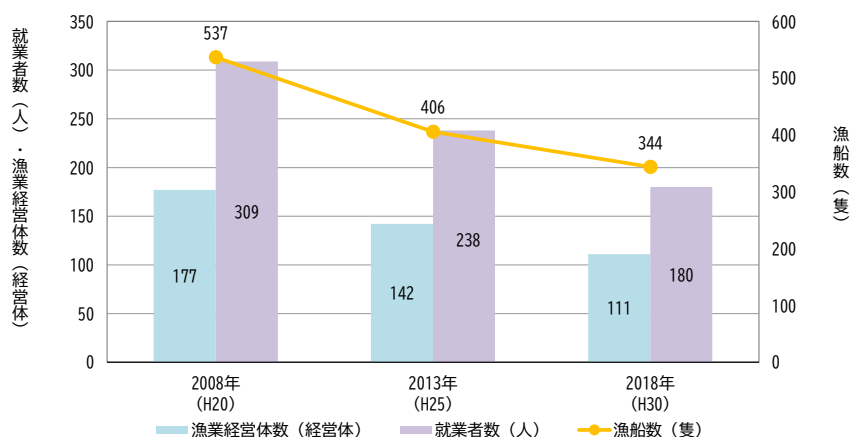


図 2-2 2 漁業経営体数・就業者数・漁船数

出典：漁業センサス

3-4 工業

本市の志度地区に臨海工業団地や内陸工業団地、長尾地区に農産加工工場団地があり、地域経済の活性化と雇用の創出に貢献しています。また、長尾地区には 2001 年 3 月、香川県による内陸工業団地の高松東ファクトリーパークが完成し企業を誘致しています。主要企業として、クレーンなどの一般機械、ゴム製品、冷凍食品、衣料品製造などの工場があります。

2020 年における本市の工業事業所数は 112 ヶ所、工業従業者数は 4,480 人で、2013 年当時と比べるとどちらも減少傾向にあります。

また、製造品出荷額等は 1,404 億円（2020 年）で、2013 年当時と比べると 143 億円（約 9%）減少しています。

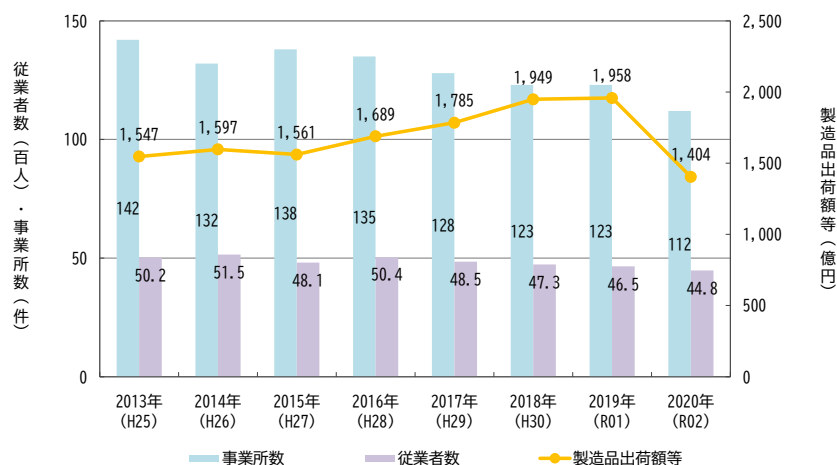


図 2-2 3 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等

出典：香川県統計年鑑

3-5 商業

本市の商業事業所数は415ヶ所（2016年）で、2012年当時と比べると38ヶ所（約8%）減少しています。

また商業従業者数は2,640人（2016年）で、2012年当時と比べると530人（約25%）増加しています。

一方、年間商品販売等は613億円（2016年）で、2012年当時と比べると28億円（約5%）増加しています。

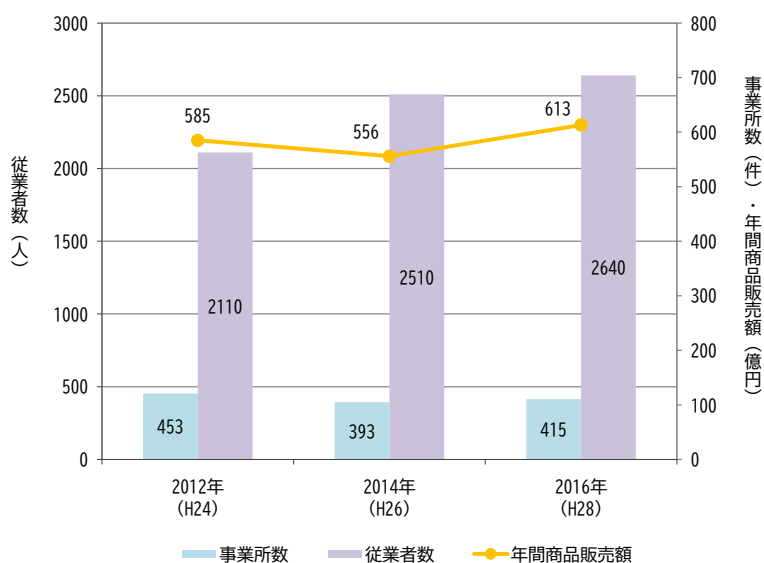


図 2-24 商業の事業所数・年間商品販売額・従業者数

出典：経済センサス活動調査、商業統計調査

4 供給処理・エネルギーの状況に関する地域特性

4-1 下水道

本市の生活排水は、鴨部川流域については公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び浄化槽、津田川流域については公共下水道、特定環境保全公共下水道及び浄化槽、その他の地域を農業集落排水、農業集落排水及び浄化槽により処理されています。

本市では公共下水道の整備を進め、2020年度には整備区域1,051.7ha（2013年度から44.5ha増加）、処理区域1,051.7ha（2013年度から114.8ha増加）となっています。

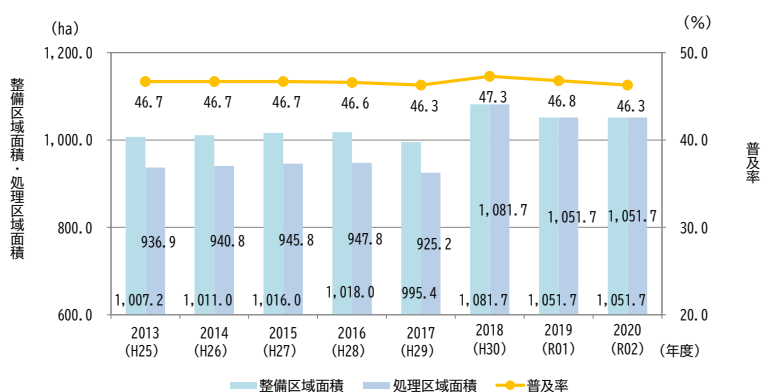


図 2-25 下水道の整備区域面積・処理区域面積・普及率

出典：香川県統計年鑑

4-2 し尿

本市のし尿処理の年間総収集処理量は 1,198kL（2021 年）で、減少傾向にあります。処理人口当たりの処理量は 587L/人（2021 年）で、2013 年時点から 74L/人減少しています。

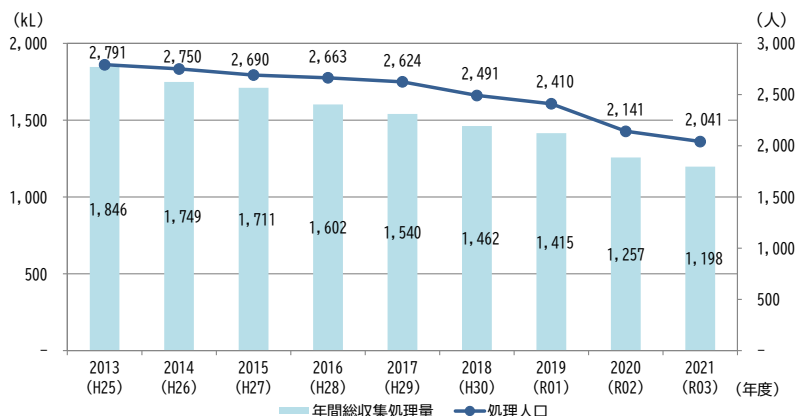


図 2-26 し尿年間総収集処理量・処理人口

出典：香川県統計年鑑

4-3 ごみ

本市のごみ総排出量は 13,332 t（2022 年度）で、2014 年度時点から 3,321 t（約 20%）削減されています。その内訳をみると、燃えるごみや家庭系資源ごみ、粗大ごみ、いずれも大きく削減できています。

人口当たりのごみ排出量は 290kg/人（2022 年度）で、2014 年時点から 32kg/人（約 10%）抑制できています。

ごみの処理量については、直接溶融処理量、直接資源化量、中間処理後資源化量は減少傾向にあります。

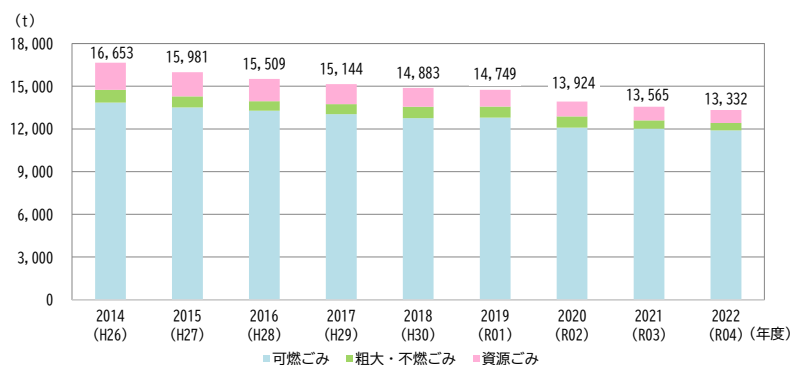


図 2-27 ごみ排出量

4-4 再生可能エネルギーの取組

環境省の「自治体排出量カルテ」によると、本市の再生可能エネルギーの導入状況は 66,544kW（2021 年度）で、2014 年度から約 3.4 倍に増加しています。その内訳はほとんどが太陽光発電で、10kW 以上が 11%、10kW 未満が 89%を占めています。

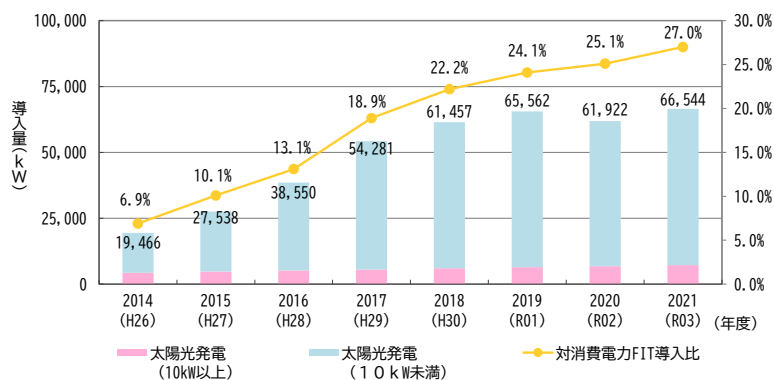


図 2-28 再生可能エネルギーの導入量累積の経年変化

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

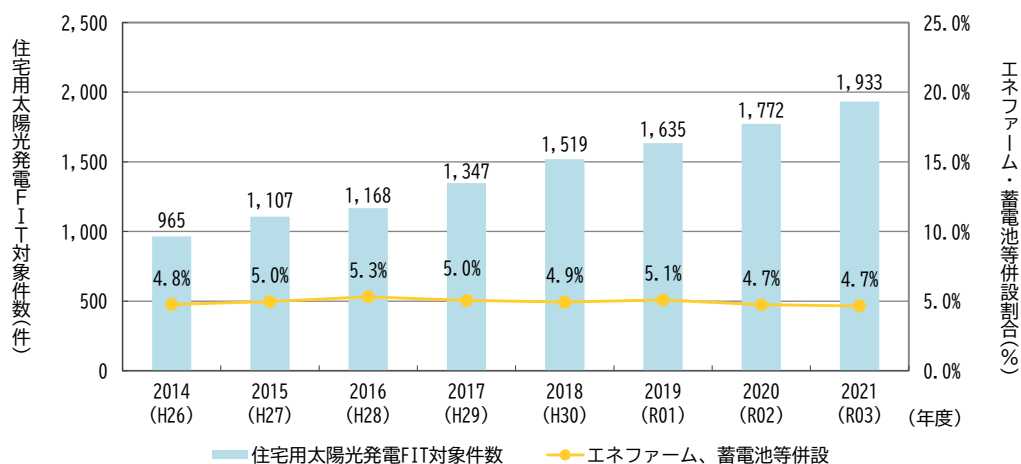


図 2-29 住宅用太陽光発電（FIT対象）導入件数とエネファーム、蓄電池等併設の割合

出典：環境省「自治体排出量カルテ」

4-5 再生可能エネルギーの利用可能量（ポテンシャル）

本市の再生可能エネルギーの利用可能量（ポテンシャル）は下表のとおりで、593.88TJとなり、太陽光発電が全体の約92%を占めています。

表 2-4 再生可能エネルギーの利用可能量（ポテンシャル）

種 別	利用可能量 【固有単位】	利用可能量※ 【TJ/年】	割合
①太陽光発電【千kWh/年】	151,873.0	546.74	92.1%
一般住宅（新規着工）	7,907.7	28.47	4.8%
一般住宅（既設住宅）	18,785.9	67.63	11.4%
公共施設	17,682.8	63.66	10.7%
ため池	95,712.3	344.56	58.0%
市有地	1,900.2	6.84	1.2%
農地	6,259.5	22.53	3.8%
農地転用	3,624.6	13.05	2.2%
②中小水力発電【千kWh/年】	3.1	0.01	0.0%
発電量合計【千kWh/年】	151,876.1	546.75	92.1%
③太陽熱利用【TJ/年】	23.4	23.36	3.9%
一般住宅（新規着工）	8.4	8.42	1.4%
一般住宅（既設住宅）	14.7	14.72	2.5%
公共施設	0.2	0.21	0.0%
④地中熱利用【TJ/年】	20.6	20.63	3.5%
一般住宅（新規着工）	9.4	9.38	1.6%
公共施設	11.2	11.25	1.9%
⑤バイオマス熱利用【TJ/年】	3.1	3.15	0.5%
熱利用合計【TJ/年】	47.1	47.13	7.9%
合計【TJ/年】		593.88	100.0%

※利用可能量：発電量【千kWh/年】に換算係数0.0036【TJ/千kWh】を掛けることにより算出
注）合計値は四捨五入の関係で整合しない場合があります

4-6 エネルギー経済

環境省が提供する地域経済循環分析（2018 年版）によると、本市の域内総生産額（GRP）2,909 億円に対して、エネルギー代金（約 72 億円）が市域外に流出しており、石油・石炭製品の流出額が最も多く、次いで電気の流出額が多くなっています。

	地域の特徴
生産 販売	①さぬき市では、1,539 億円の付加価値を稼いでいる。 ②労働生産性は 797.2 万円／人と全国平均よりも低く、全国では 795 位である。 ③エネルギー生産性は 88.3 百万円／TJと全国平均よりも高く、全国では 851 位である。
分配	④さぬき市の分配は 2,000 億円であり、①の生産・販売 1,539 億円よりも大きい。 ⑤また、本社等への資金として 101 億円が流出しており、その規模はGRPの 6.6%を占めている。 ⑥さらに、通勤に伴う所得として 145 億円が流入しており、その規模はGRPの 9.4%を占めている。 ⑦財政移転は 417 億円が流入しており、その規模はGRPの 27.1%を占めている。 ⑧その結果、さぬき市の 1 人当たりの所得は 414.6 万円／人と全国平均よりも低く、全国で 1,176 位である。
支出	⑨さぬき市では買物や観光等で消費が 77 億円流入しており、その規模はGRPの 5.0%を占めている。 ⑩投資は 31 億円流出しており、その規模はGRPの 2.0%を占めている。 ⑪経常収支では 507 億円の流出となっており、その規模はGRPの 32.9%を占めている。
エネルギー	⑫さぬき市ではエネルギー代金が域外へ 72 億円の流出となっており、その規模はGRPの 4.7%を占めている。 ⑬さぬき市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは 6,063TJ であり、地域で使っているエネルギーの約 3.48 倍である。

図 2-30 地域経済循環分析

出典：環境省 地域経済循環分析（2018 年度版 ver6.0）

5 地域特性を生かした地域資源の活用

これまでの気象条件、地理的条件、社会条件について調査した結果、それぞれ地域特性をとりまとめ、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用方法について整理しました。

表 2-5 地域特性を生かした地域資源の活用

区分	地域資源	活用策
自然状況に関する地域特性	■ 典型的な瀬戸内海型気候 ■ 年平均気温は概ね 16～17℃で温暖 ■ 年間降水量は概ね 1,209mm ■ 年間日照時間は 2,136 時間程度で安定 ■ 海と山に囲まれ、豊かな自然環境が残っている地域特性 ■ 地理的に降水量が少なく、常に水不足に悩まされてきたことから、主に農業用水として、市内には多数のため池があるが減少傾向 ■ 環境保全や生物多様性の視点から重要な地域が存在	■ 安定した日照条件を生かした太陽光発電の導入 ■ 自然の通風や温暖な気候を生かした空調等における省エネルギー ■ 宅地（住宅）、ため池への太陽光発電の導入 ■ ブルーカーボンの検討 ■ 小水力発電 ■ 森林の保全
社会状況に関する地域特性	■ 人口減少、少子高齢化の進行 ■ 単独世帯の増加 ■ 山林と農地で約 84%を占めている。 ■ 住宅数や空き家数（空き家率）が大きく増加 ■ 住宅の 1/3 は旧耐震基準で建てられたもの ■ 鉄道、バス、コミュニティバスが運行しているが利用者は減少傾向 ■ 自動車登録台数は乗用（小型車）をはじめ減少傾向 ■ 建物系公共施設は 304 施設、1975 年頃から集中的に整備された施設については大規模改修や建替えの時期を迎える	■ 住宅の省エネ化・ZEH化 ■ 住宅用太陽光発電設備への蓄電池導入 ■ 業務ビル等の ZEB 化 ■ 電気自動車等の導入促進 ■ 公共施設の ZEB 化等 ■ 公共交通機関の低炭素化
産業・経済状況に関する地域特性	■ 第 1 次産業、第 2 次産業の就業者数は減少、第 3 次産業の就業者数は増加傾向 ■ 農家数や経営耕地は減少傾向 ■ 工業製造品出荷額、製造事業所数および従業者数は増加傾向	■ 工場・事業場への省エネ・ZEB 化、P P Aモデルの導入 ■ 卸売・小売業における省エネ化
供給処理・エネルギーの状況に関する地域特性	■ ごみ総排出量は削減傾向にあるが、ごみ処理リサイクル率は低下傾向 ■ 再生可能エネルギー導入のほとんどは太陽光発電であり、導入量は増加傾向にあったが 2020 年度は減少 ■ 再生可能エネルギーの利用可能量は、太陽光発電が全体の約 92% ■ 市外へのエネルギー代金の流出	■ ごみ焼却余熱・下水熱等の未利用エネルギーの活用 ■ 本市の再生可能エネルギーの導入について、太陽光発電が有効 ■ エネルギーの地産地消

第3章 温室効果ガス排出量調査

1 温室効果ガス排出状況

1-1 温室効果ガス排出量の算定方法

環境省が公表する「自治体排出量カルテ」の算定手法※に基づき、区域からの温室効果ガス排出量の推計を行いました。

※自治体排出量カルテの算定手法：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（2023年3月）」の標準的手法に基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値。なお、一般廃棄物の温室効果ガス排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計。

算定式は、「資料編 18 頁 資料編表 3-1 温室効果ガス排出量算定式」参照

1-2 温室効果ガス排出量の現況推計

（1）温室効果ガス総排出量の推移

本市全体の温室効果ガス排出量は、2013年度（以下、「基準年度」という。）以降減少傾向にあります。排出量が推計できる2020年度（以下、「現況年度」という。）は424.9千t-CO₂であり、基準年度の631.7千t-CO₂と比べて32.7%減少しています。

※温室効果ガス総排出量の詳細は、「資料編 19 頁 資料編表 3-2 部門・分野別温室効果ガス総排出量」参照

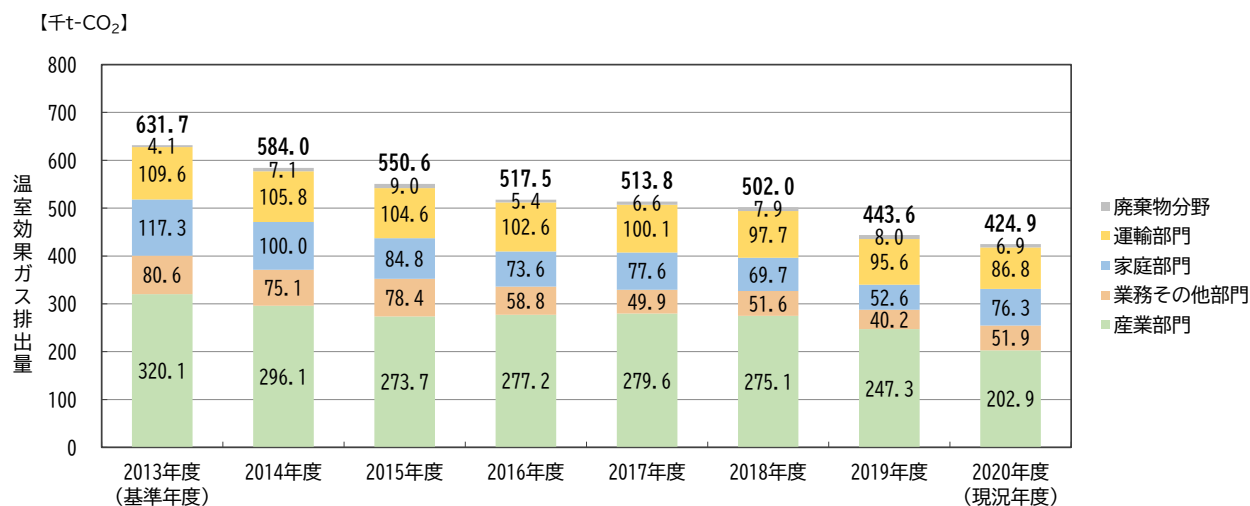


図 3-1 温室効果ガス総排出量の推移

（２） 部門・分野別温室効果ガス排出量の割合

現況年度の部門・分野別温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が 47.7%、運輸部門が 20.4%、家庭部門が 18.0%、業務その他部門が 12.2%、廃棄物分野が 1.6%となっています。

基準年度と比べると、運輸部門及び廃棄物分野で増加しており、産業部門、業務その他部門及び家庭部門は減少しています。

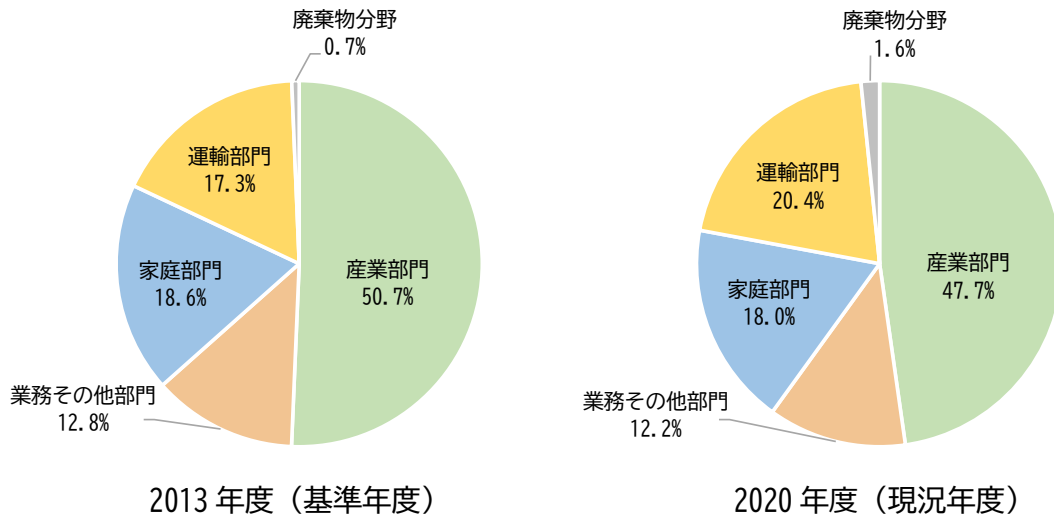


図 3-2 部門・分野別温室効果ガス排出量の割合

※四捨五入の関係で合計値は整合しない場合があります。

（３） エネルギー消費量の推移

現況年度のエネルギー消費量は 6,259TJ であり、基準年度の 8,575TJ と比べて 27.0% 減少しています。

※エネルギー消費量の詳細は、「資料編 19 頁 資料編表 資料編表 3-3 部門別エネルギー消費量」参照

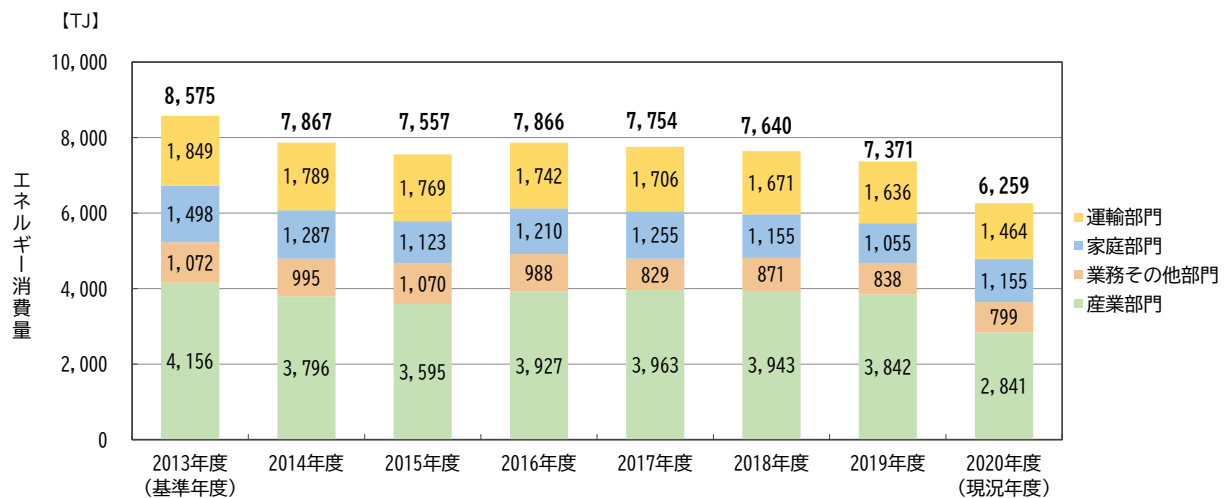


図 3-3 エネルギー消費量の推移

(4) 各部門・分野の課題の整理

温室効果ガス排出量の増減要因を踏まえ、各部門・分野における温室効果ガス排出量削減に向けた課題を表3-1に整理します。

表3-1 温室効果ガス排出量削減に向けた各部門・分野の課題

部門・分野	課 題
産業部門	温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は減少しているものの、本市のエネルギー消費割合の約45%が製造業からの消費となっているため、省エネルギーの推進によるエネルギー消費原単位の低減とともに、再生可能エネルギーの活用による炭素集約度の低減によって、温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。
業務その他部門	温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は減少しているものの、市の率先行動として公共施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。
家庭部門	世帯数は微増しており、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図る必要があります。
運輸部門	自動車保有台数は減少傾向にあるものの、本市のエネルギー消費割合が産業部門に次いで2番目に大きいことから、クリーンエネルギー自動車などの普及に伴って、化石エネルギーを使わない車種やより燃費の良い車種への乗り替えを進め、温室効果ガスの排出抑制に努めていくことが重要です。
廃棄物分野	焼却処理原単位は微増しており、今後はごみの減量・リサイクルの強化を図るなど、ごみ排出量の削減に努める必要があります。

(5) 温室効果ガス吸収量

森林による温室効果ガス吸収量は、基準年度は17.4千t-CO₂、現況年度は15.1千t-CO₂となっています。この吸収量を排出量と比較すると、吸収量は排出量の約3.5%に相当しています。

表3-2 森林吸収量及び温室効果ガス排出量の推移

(単位：千t-CO₂)

部門・分野	2013年度 (基準年度) (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R01)	2020年度 (現況年度) (R02)
森林吸収量	17.4	17.1	16.6	16.0	16.4	16.4	14.9	15.1
温室効果ガス排出量	631.7	584.0	550.6	517.5	513.8	502.0	443.6	424.9
森林吸収量/温室効果ガス排出量 (%)	2.7%	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%

2 温室効果ガス排出量の将来推計

2-1 現状趨勢シナリオ推計

(1) 将来推計の基本的な考え方

今後、新たな対策を講じない場合（現状趨勢ケース）の将来の温室効果ガス排出量は、製造品出荷額等、従業者数、世帯数、自動車保有台数など、それぞれの部門・分野の「活動量」のみを変化させ、「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」は現況の値を用いて推計します。

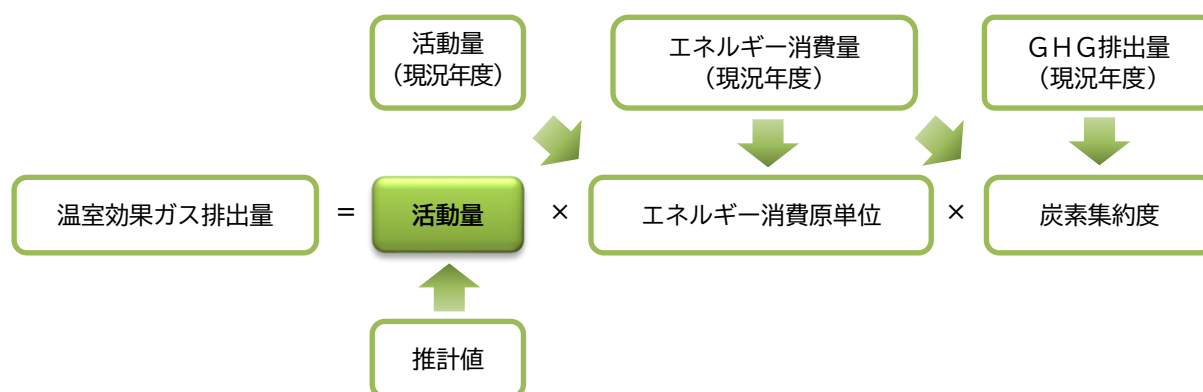


図 3-4 排出量の将来推計の考え方（現状趨勢ケース）

- 「エネルギー消費原単位」は、「活動量」当たりの「エネルギー消費量」を表しており、市民や事業者の省エネルギーの取組等に直接的に関係しています。
- 「炭素集約度」は、「エネルギー消費量」当たりの「温室効果ガス排出量」を表しており、消費されるエネルギーの質（二酸化炭素を排出しない太陽光発電や石油と比較して排出量の低い天然ガス等のエネルギーなど）に関係するものです。例えば、暖房を考えた場合、エネルギー源が電気のエアコンを利用するか、灯油ストーブを利用するか、ガスストーブを利用するかによって、炭素集約度は変化します。さらに、電気を利用する場合には、エネルギー供給者から供給される電気に再生可能エネルギーがどの程度含まれているかによって、炭素集約度は変わるため、「炭素集約度」は市民や事業者がどのようなエネルギー源を利用するかに関係し、さらにそのエネルギー源にどの程度の再生可能エネルギーが含まれているかについても間接的に関係していることになります。

※部門・分野別排出量の将来推計の考え方（現状趨勢ケース）の詳細は、「資料編 26 頁 資料編表 3-14 部門・分野別排出量の将来推計の考え方（現状趨勢ケース）及び資料編表 3-15 部門・分野別活動量の将来推計の想定」参照

（２） 将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）

設定した活動量を用いて、各目標年度における温室効果ガス排出量を推計すると、2030年度は570.3千t-CO₂となり、基準年度比▲9.7%となります。

2040年度は589.6千t-CO₂となり、基準年度比▲6.7%、2050年度は602.4千t-CO₂となり、基準年度比▲4.6%となります。

総排出量は2030年度以降増加に転じる見込みです。

また、部門・分野別の内訳では、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野は2030年度以降若干ではありますが減少傾向になることが推測されます。一方、産業部門、業務その他部門は2030年度以降増加傾向になることが推測されます。

※温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）の詳細は、「資料編 27 頁 資料編表 3-16 部門・分野別温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）」参照

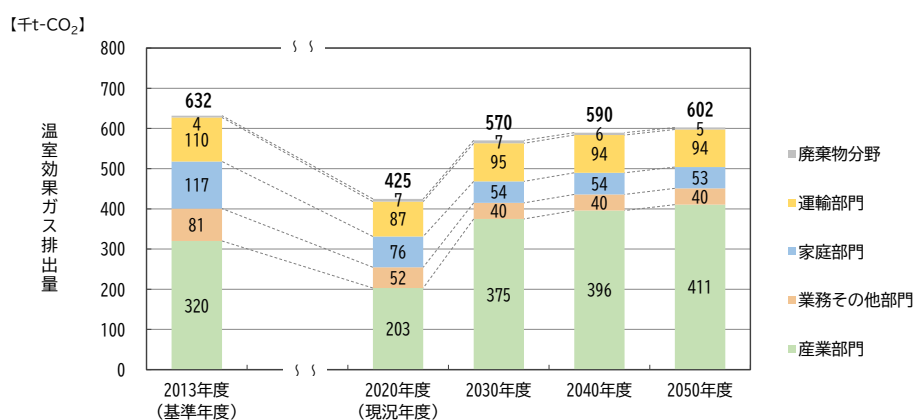


図 3-5 温室効果ガス排出量の推移（現状趨勢ケース）

（３） 将来のエネルギー消費量（現状趨勢ケース）

エネルギー消費量は増加する見込みで、2030年度は9,362TJ（基準年度比 9.2%）、2040年度は9,680TJ（基準年度比 12.9%）、2050年度は9,893TJ（基準年度比 15.4%）となっています。

部門・分野別の内訳では、運輸部門及び家庭部門以外は2030年度以降増加傾向になることが推測されます。

※エネルギー消費量の将来推計結果（現状趨勢ケース）の詳細は、「資料編 27 頁 資料編表 3-17 エネルギー消費量の将来推計結果（現状趨勢ケース）」参照

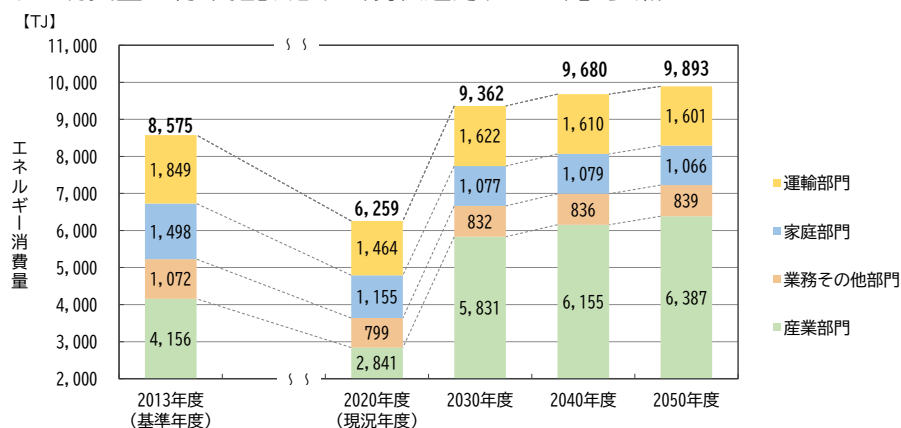


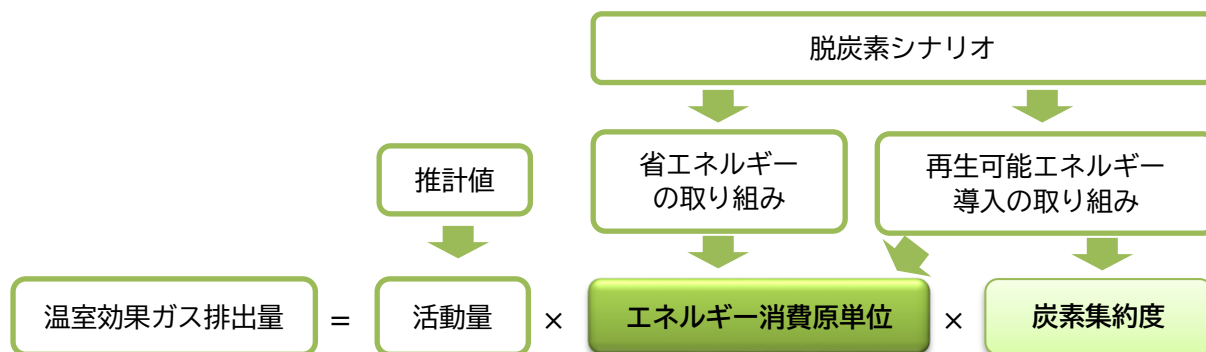
図 3-6 エネルギー消費量の推移（現状趨勢ケース）

2-2 脱炭素シナリオ

(1) 脱炭素シナリオに基づく削減率の設定

新たな対策を講じない場合（現状趨勢ケース）に対して、表 3-3の脱炭素シナリオに基づいてそれぞれの部門・分野における「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」を設定し、図 3-7に示す推計式を用いて将来の温室効果ガス排出量を推計します。

※「エネルギー消費原単位」及び「炭素集約度」の詳細は、「資料編 28 頁～29 頁」参照



注）活動量は、温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース）の場合と同じ

図 3-7 将来排出量の推計式（脱炭素シナリオ）

表 3-3 2050年度脱炭素シナリオにおける本市の姿

区 分		2050 年度脱炭素シナリオにおける本市の姿
環境	産業部門	年平均 1.0%のエネルギー消費量の削減が継続的に行われています。再生可能エネルギーで発電した電気を多くの工場等で活用しています。
	運輸部門	すべての自動車が EV または FCV となっています。また、1 台当たりの燃費も格段に向上しています。
	家庭部門	すべての住宅に太陽光発電設備や省エネルギー設備等が設置され、ZEH 化しています。発電した電気の自家消費だけではなく、地域外からの再生可能エネルギーを多くの住宅で活用しています。
	業務その他部門	すべての公共施設や建築物に太陽光発電設備や省エネルギー設備等が設置され、ZEB 化しています。地域内からだけではなく、地域外からの再生可能エネルギーを多くの業務ビルで活用しています。
	農業分野	耕作放棄地などの遊休地やため池等に太陽光発電設備が設置され、遊休地の悪影響が緩和され、鳥獣被害や廃棄物の不法投棄が減少しています。
経済		再生可能エネルギーの飛躍的な導入によって、市内の関連工務店、小売店のほか、環境関連産業の育成・強化が図られ、雇用が創出されています。 市外に流出していたエネルギー代金が市内に還流することによって、地域経済が活性化しています。
社会		太陽光発電に加えて、太陽熱利用など再生可能エネルギー由来の電力等の利用が進んでいます。 地域資源を活用した再生可能エネルギーや蓄電池の導入によって、災害に強い安全・安心なエネルギーシステム・ライフラインが構築されています。 行動や設備の工夫を通じて、熱中症の予防や異常気象に伴う自然災害への対策など、ライフスタイルを気候変動に適應させています。

※この表は、環境省「地域脱炭素ロードマップ」等から引用した本市の将来目指すべき姿を想定しています。

（２） 将来の温室効果ガス排出量（脱炭素シナリオ）

脱炭素シナリオに基づいて、省エネ対策を実施した場合、各目標年度における温室効果ガス排出量を推計すると、2030 年度は 315.2 千 t-CO₂（基準年度比▲50.1%）、2040 年度は 130.7 千 t-CO₂（基準年度比▲79.3%）、2050 年度は 65.9 千 t-CO₂（基準年度比▲89.6%）となります。

※温室効果ガス排出量の将来推計結果（脱炭素シナリオ）の詳細は、「資料編 30 頁 資料編表 3-19 部門・分野別温室効果ガス排出量の将来推計結果（脱炭素シナリオ）」参照

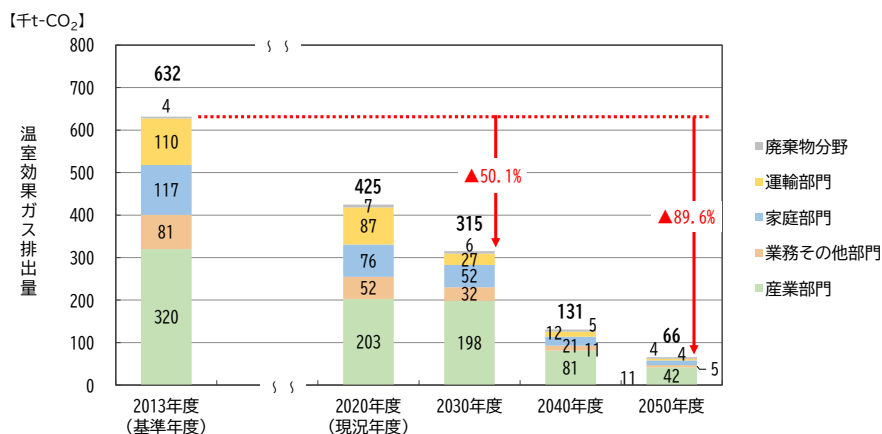


図 3-8 部門・分野別温室効果ガス排出量の推移（脱炭素シナリオ）

（３） 将来のエネルギー消費量（脱炭素シナリオ）

エネルギー消費量も一貫して減少して、2030 年度は 6,558TJ（基準年度比▲23.5%）、2040 年度は 5,745TJ（基準年度比▲33.0%）、2050 年度は 4,894TJ（基準年度比▲42.9%）となる見込みです。

※エネルギー消費量の将来推計結果（脱炭素シナリオ）の詳細は、「資料編 31 頁 資料編表 3-20 部門別エネルギー消費量の将来推計結果（脱炭素シナリオ）」参照

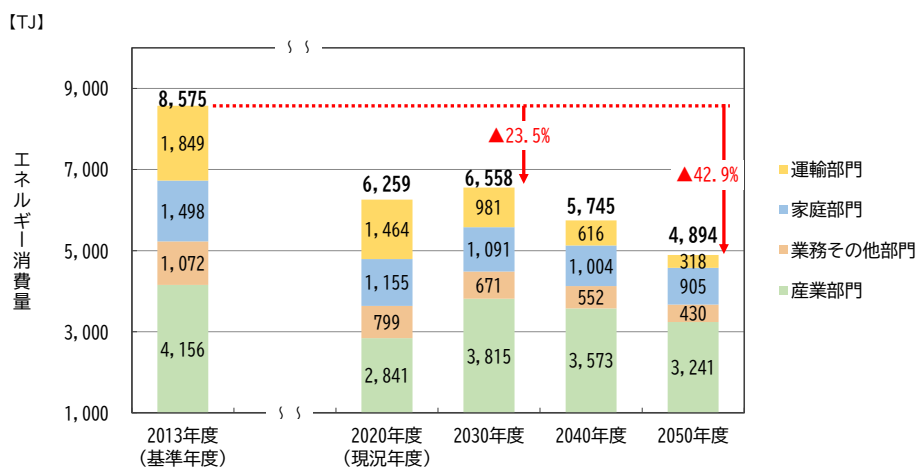


図 3-9 部門別エネルギー消費量の推移（脱炭素シナリオ）

2-3 将来推計における課題

本市の将来推計を踏まえ、課題を表 3-4 に整理します。

表 3-4 温室効果ガス排出状況等による課題

項 目	課 題
現状趨勢シナリオによる 将来推計	・主に 2010～2019 年度のトレンドをもとに将来推計を行い、基準年度の温室効果ガス排出量に対して、2030 年度は 9.7%減少、2050 年度は 4.6%減少することが推測されるものの、2030 年度以降増加に転じる見込みです。 ・特に産業部門において 2030 年度以降増加していく傾向になることが推測されます。 ・エネルギー消費量は、2030 年度以降増加に転じる見込みであり、2030 年度は基準年度比 9.2%増加、2050 年度は 15.4%増加することが推測されます。
脱炭素シナリオによる 将来推計	・設定した脱炭素シナリオによると、基準年度の温室効果ガス排出量に対して、2030 年度は 50.1%減少、2050 年度は 89.6%減少することが推測されます。 ・エネルギー消費量も一貫して、基準年度比 2030 年度は 23.5%減少、2050 年度は 42.9%減少することが推測されます。

第4章 2050 年に向けた将来像、ロードマップ

1 2050 年に向けた将来像

1-1 本市の地域資源・地域課題

第2次さぬき市総合計画に掲げられている6つの基本目標である「活力にあふれ、いきいきと暮らせるまち」、「安全、安心、快適に暮らせるまち」、「健全な心身と思いやりを育むまち」、「学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」、「人と地球にやさしいまち」、「市民協働による、持続可能な自主自律のまち」が市民の描くまちの姿ですが、都市計画マスタープランにも掲げられている「都市づくり」、「将来都市構造図」をイメージし、【都市、地域、集落のまとまりのあるまちづくり】を目指していく必要があります。

また、本市は、「豊かな自然環境のあるまち」、「いなからしいのんびりしたまち」、「自然災害が少ないまち」としてのイメージがありますが、本市を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少と少子・高齢化の更なる進展、耕作放棄地や有害鳥獣被害の増加及び後継者不足などによる農林水産業の危機、商工業の衰退等による働く場の縮小、地震や津波など大規模な自然災害発現率の高まり、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題が山積となっています。

そこで、2050 年本市の脱炭素化に向けて、本市の豊富な日照資源やため池等の地域資源を活用し、本市の自然的、経済的、社会的条件等の地域課題を同時実現する再生可能エネルギーの導入などを目指していきます。



図 4-1 地域資源と地域課題を同時実現する脱炭素社会の実現（イメージ）

1-2 本市の2050年脱炭素化社会の実現に向けた将来像

本市の2050年のカーボンニュートラル目標達成に向けては、地域資源を活用した脱炭素社会の実現と地域課題の同時解決を目指し、下表のような住民や事業者との連携を基本としたそれぞれの部門や分野での脱炭素化が進んでいるような将来像を描きます。

表 4-1 本市の2050年脱炭素社会の実現に向けた将来像

部門別		2050年に実現すべき将来像
環境	産業部門	・各事業所や工場等で使用するエネルギーが効率よくかつ合理的に使用されており、また継続的に行われており、再生可能エネルギーで発電した電気を多くの工場等で活用している。 ・耕作放棄地やため池等に太陽光発電設備が設置され、遊休地の悪影響が緩和している。
	運輸部門	・多くの自動車が電気自動車(EV)または燃料電池自動車(FCV)となっており、1台当たりの燃費も格段に向上している。 ・住民の移動手段は、次世代自動車、EVの「コミュニティバス」を利用している。
	家庭部門	・多くの住宅に太陽光発電設備や省エネ設備等が設置され、ZEH化し、健康で快適な暮らしができている。 ・太陽光発電で発電した電気の自家消費だけではなく、100%再生可能エネルギー由来の電気を多くの住宅で活用している。
	業務その他部門	・各事業所内において省エネ設備の導入、省エネ行動の徹底などにより、エネルギー消費量の削減が継続的に行われている。 ・すべての公共施設や事業所などの建築物、駐車場に太陽光発電設備や省エネルギー設備等が設置されZEB化し、健康で快適なビジネススタイルができている。 ・100%再生可能エネルギー由来の電力を多くの事業所で活用している。
経済		・再生可能エネルギーの飛躍的な導入によって、市内の関連工務店、小売店のほか、環境関連産業の育成・強化が図られ雇用が創出されている。 ・市外に流出していたエネルギー代金(96億円)が市内に還流することによって、地域経済が活性化している。 ・産学官連携による再エネ導入プロジェクト(エネルギー地産地消、新たな農業スタイル、AIシステムなど)が進んでいる。
社会		・太陽光発電に加えて、バイオマスや小水力発電、再生可能エネルギー由来の水素エネルギーの導入が進んでいる。 ・地域資源を活用した再生可能エネルギーや蓄電池の導入によって、災害に強い安全・安心なエネルギーシステム・ライフラインが構築されている。 ・行動や設備の工夫を通じて、熱中症の予防や異常気象に伴う自然災害への対策など、ライフスタイルを気候変動に適応させている。

2 本市の脱炭素ロードマップ

2050 年カーボンニュートラル実現に向けた短期目標年（2030 年度）、中期目標（2040 年度）、長期目標年（2050 年度）を達成するために、最適な施策を実施するとともに、目標達成までの工程と具体策を明確にしたロードマップを示します。

2030 年度までは脱炭素化に向けた施策を【展開】し、2040 年度までは脱炭素化に向けた施策を【継続・発展】させ、2050 年度には市内全域で脱炭素化が【定着】しているまちづくりを目指すため、2030 年度までは国等の各種支援事業などの活用を検討し、脱炭素化を念頭にした事業展開を推進します。

2030 年度までの早い段階で、公共施設への重点的な太陽光発電設備導入を加速化するとともに、さぬき市公共施設再生基本計画に基づき、施設の改修等を行う際には ZEB 化することを検討します。並行して事業者や住宅へも PPA 事業を活用した太陽光発電設備の導入促進を図ります。

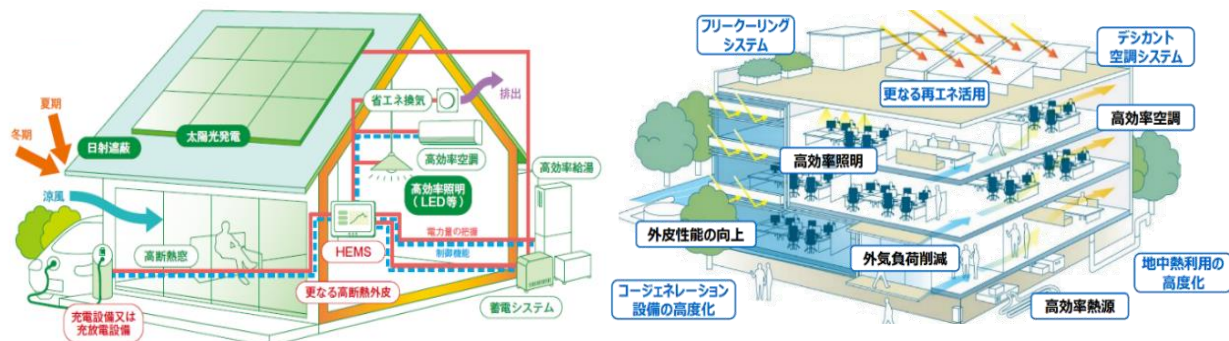
2040 年度までは、2030 年度までの取組内容が市全体へ波及（横展開）し、本格的に導入を進めていく期間とし、2050 年度には取組内容が定着し、脱炭素社会を実現するロードマップを目指します。

2030 年度	2040 年度	2050 年度
短期集中型重点施策 市全体に取組の普及を図る段階	市全体に取り組みが 定着し、本格的に導入 を進めていく段階	脱炭素社会(温室効果 ガス排出量実質ゼロ) を実現する段階
再エネ導入目標:430 TJ 太陽光発電 91 MW ●重点施策の先導的な実施 ■主に公共施設を中心に脱炭素化 ・公共施設へ太陽光発電設備設置 (設定可能な面積の 50%目標) ・PPA 事業の導入拡大 ・公共施設における電力消費に伴う ゼロカーボン ・ソーラーカーポート導入促進事業 ・新築及び改修時における ZEB 化の 推進 ・公共施設の LED 化 (2022 ~ 2030 年度までに 100%) ・公用車の計画的な EV 化 ■新築の ZEH・ZEB 化 ■ソーラーシェアリング(農業)の導入 ■ため池等太陽光発電事業の展開 ■さぬき市版 RE100 導入事業 ■電気自動車(EV)等の導入促進 ■V2H の導入促進 ■移動による転換(自動車→公共交通 機関) ■未来の子供たちへの環境教育の実 施 ■食品ロス削減対策事業の展開	再エネ導入目標:596 TJ 太陽光発電 122 MW ●取組の拡大 【家庭・事業所】 ・住宅・事業所等における太陽 光普及拡大 ・ZEH 及び ZEB の普及拡大 ・次世代自動車の普及 ・さぬき市版 RE100 の拡大 【土地利用】 ・ソーラーカーポートの導入 ・ソーラーシェアリング(農業) の導入 【まちづくり】 ・コンパクトプラスネットワー クの拡大 ・エネルギー事業者によるエネ ルギー地産地消 ・さぬきスマートバンク制度 ・食品ロス削減対策事業の拡 大 【産業等】 ・工業団地の省エネ再エネ強 化(ZEB、再エネ供給) ・グリーン電証書、非化石証書 などの活用検討	再エネ導入目標:727 TJ 太陽光発電 146 MW ●ゼロカーボンシティの実現 ・スマートシティの形成 ・エネルギーの地産地消 (環境と経済の好循環) ・安心安全なレジリエントな まちの実現 ・環境エネルギー産業の集 積 ・ウォークアブルなまち実現 ・再生 100%電力の活用 (さぬき市版 RE100)

図 4-2 本市の脱炭素ロードマップ

■ ZEH（ゼッチ）とZEB（ゼブ）

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、エネルギー収支をゼロ以下にする家（ビル）という意味で、建物で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家（ビル）ということです。



ZEH（左）とZEB（右）

出典：経済産業省 資源エネルギー庁より

■ V2H、V2B

■V2H、V2B■

電気自動車（EV）は、家電・住宅・ビル・電力系統など、幅広い対象に電力を供給可能です。昨今の災害を契機として、停電時の非常用電源としての活用も進められています。電気自動車（EV）は静音性や低振動性などの特徴に加え、機動性を有するため、電源車の配備が難しい地域などへの電力供給が可能になります。

V2L (Vehicle to Load)

- 電動車から家電機器等に電力を供給。



災害時の避難所での電力供給源等で利用

※車によっては、100Vコンセントを装備している場合があります。
その場合、外給電器なしでの電力供給が可能です。

V2H (Vehicle to Home)

- 電動車から家に電力を供給。



個人宅の電力有効活用や非常時の電力供給

V2B (Vehicle to Building)

- 電動車からビルに電力を供給。



電気自動車（EV）ならではの利用価値

出典：経済産業省「電動車活用ガイドブック」より

第5章 温室効果ガス削減目標

1 2050年カーボン・ニュートラルに向けた基本方針

以上の調査結果を踏まえ、本市の2050年カーボン・ニュートラルに向けて、本市の基本方針について、以下のとおり5つの柱を設定しました。

基本方針1 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入

- 豊富な日射量、森林や水、廃棄物といった地域資源を活かした再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの自給率の向上に努めます。
- 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは、太陽光発電設備が一番大きいことから、太陽光発電設備を重点的かつ積極的に導入します。

基本方針2 省エネ設備と電気自動車(EV)等の積極的な導入

- 公共施設での省エネ活動は、一人ひとりが徹底して取組み、市民や事業者の手本となるよう心がけるとともに、新築や改築に合わせた省エネルギー設備の導入を図ります。
- 公用車の更新時には、積極的に次世代自動車等の導入を進めるとともに、充電設備等を導入促進し、市民・事業者が安心して購入できるよう努めます。

基本方針3 資源が循環するまちづくり

- ごみの減量(食品ロス削減やプラスチック排出抑制)やリサイクルなど3Rの推進を図ります。

基本方針4 災害に強い、安心・安全なまちづくり

- 防災拠点、避難所となる公共施設には、自立電源としての機能を備えた再生可能エネルギーの導入を図ります。
- 住宅や事業所には、本市の創設する支援制度を拡充し、再生可能エネルギーの導入を支援します。

基本方針5 市民や事業者への環境意識の向上

- 公共施設等へ先導的に再生可能エネルギーを導入することにより、市民・事業者への脱炭素化、エネルギーに関する啓発に役立てます。
- エネルギーの「見える化」によって、省エネ意識や環境問題に対する意識の向上を図ります。

2 再生可能エネルギー種別導入目標

2-1 再生可能エネルギー導入目標設定の考え方

「本市の再生可能エネルギー利用可能量（ポテンシャル）」や、「2050年カーボン・ニュートラルに向けた基本方針」を踏まえ、太陽光発電設備の導入を主軸に再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

本市の再生可能エネルギー導入目標の設定の考え方は、表 5-1 のとおり再生可能エネルギー種別に示します。

表 5-1 再生可能エネルギー種別導入目標設定の考え方

再エネ種別	目標設定の考え方
太陽光発電設備	【住宅】 ・新規住宅は、6 割の住宅において太陽光発電設備を設置 ・既設住宅は、アンケート調査結果より約 17%の住宅に設置 【公共施設】 ・設置可能な施設において、2030 年までに 50%、2040 年までに 100%設置 【事業者(建物)】 ・再生可能エネルギー導入ポテンシャル結果より 6 割の建物に設置 【ため池】 ・設置可能なため池の 3 割に設置 【耕作放棄地等未利用地】 ・再生可能エネルギー導入ポテンシャルの 50%に設置
太陽熱利用	【住宅】 ・新規住宅に対して、導入ポテンシャルの 5%に設置 ・既設住宅に対して、アンケート調査結果より約 13%の住宅に設置 【公共施設】 ・設置可能な施設において、2040 年までに 50%、2050 年までに 100%設置
小水力発電	・下水処理場へ設置 設置可能性のある施設に対して 2040 までに 50%、2050 年までに 100%設置
地中熱利用	【住宅】 ・新規住宅に対して 10%に設置 【公共施設】 ・大規模改修等の時期に合わせて設置
バイオマス熱利用	・森林経営を目指し、間伐促進など継続することにより未利用材を熱利用として活用

2-2 再生可能エネルギー導入目標

「再生可能エネルギー導入目標設定の考え方」に基づき、再生可能エネルギー導入量を試算しました。

2030年度の再生可能エネルギー導入量は、累計で430TJ(対エネルギー消費量6.6%)、2050年度には累計で727TJ(対エネルギー消費量14.8%)と推計されます。

本市の再生可能エネルギー導入目標

2030年度の再生可能エネルギー導入量:430TJ(2020年度累計比1.5倍)

2050年度の再生可能エネルギー導入量:727TJ(2020年度累計比2.5倍)

表 5-2 本市の再生可能エネルギー導入目標

【単位：TJ】

導入対象	再生可能エネルギー導入目標			
	2020年度	2030年度	2040年度	2050年度
太陽光発電設備（10kW未満）	29	67	109	150
太陽光発電設備（10kW以上）	263	363	464	533
太陽熱利用設備	—	0.0	7.3	14.6
小水力発電設備	—	0.0	0.01	0.01
地中熱利用設備	—	0.0	12.8	25.7
バイオマス熱利用	—	0.0	3.1	3.1
再生可能エネルギー導入量（①）	292	430	596	727
エネルギー消費量（②）	6,259	6,558	5,745	4,894
再エネ比率（％）（①/②）	4.7%	6.6%	10.4%	14.8%

※「エネルギー消費量（②）」とは、脱炭素シナリオに基づいた将来推計におけるエネルギー消費量のことです

※「再エネ比率（％）（①/②）」とは、脱炭素シナリオにおけるエネルギー消費量の将来推計における

再生可能エネルギーの導入割合のことです

※2020年度の導入量は、環境省「自治体排出量カルテ」による数値です

※四捨五入により合計が合わない場合があります

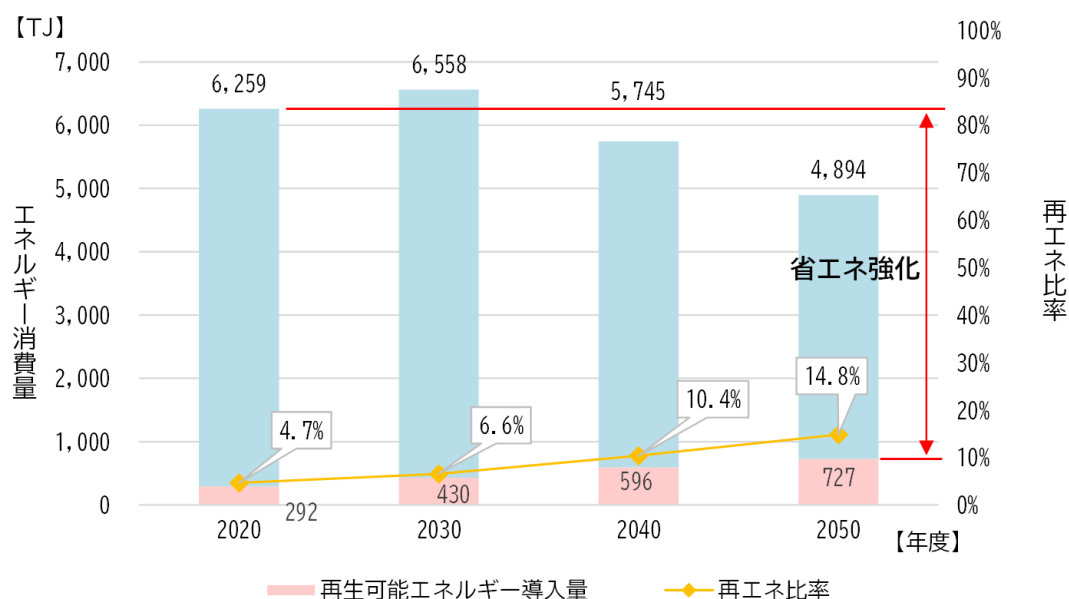


図 5-1 再生可能エネルギー導入目標（対エネルギー消費量）

3 温室効果ガス削減目標

3-1 温室効果ガス削減目標

再生可能エネルギー種別に導入をすると、温室効果ガス排出量は以下のとおりとなります。
脱炭素シナリオによる温室効果ガス排出量は、2030 年度 315 千 t-CO₂、2050 年度 66 千 t-CO₂と推計されます。

また、再生可能エネルギー導入による CO₂削減量は、2030 年度に 21 千 t-CO₂、2050 年度に 66 千 t-CO₂と推計され、森林による二酸化炭素吸収量は、2030 年度以降 15 千 t-CO₂とし、再生可能エネルギーの導入及び森林による二酸化炭素吸収量の合計が、2030 年度 36 千 t-CO₂、2050 年度 81 千 t-CO₂と推計されます。

以上より、温室効果ガス実質排出量は、2030 年度 279 千 t-CO₂（2013 年度比約 55%削減）、2050 年度▲16 千 t-CO₂（2013 年度比約 103%削減）と推計され 2050 年カーボン・ニュートラルの達成が期待できます。

従って、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、本計画では、2030 年度の温室効果ガス削減目標を基準年度（2013 年度）比 55%の削減を目指します。

本市の温室効果ガス削減目標

2030 年度の温室効果ガス削減目標：2013 年度比 55%削減

※2050 年度カーボン・ニュートラル達成を目指します。

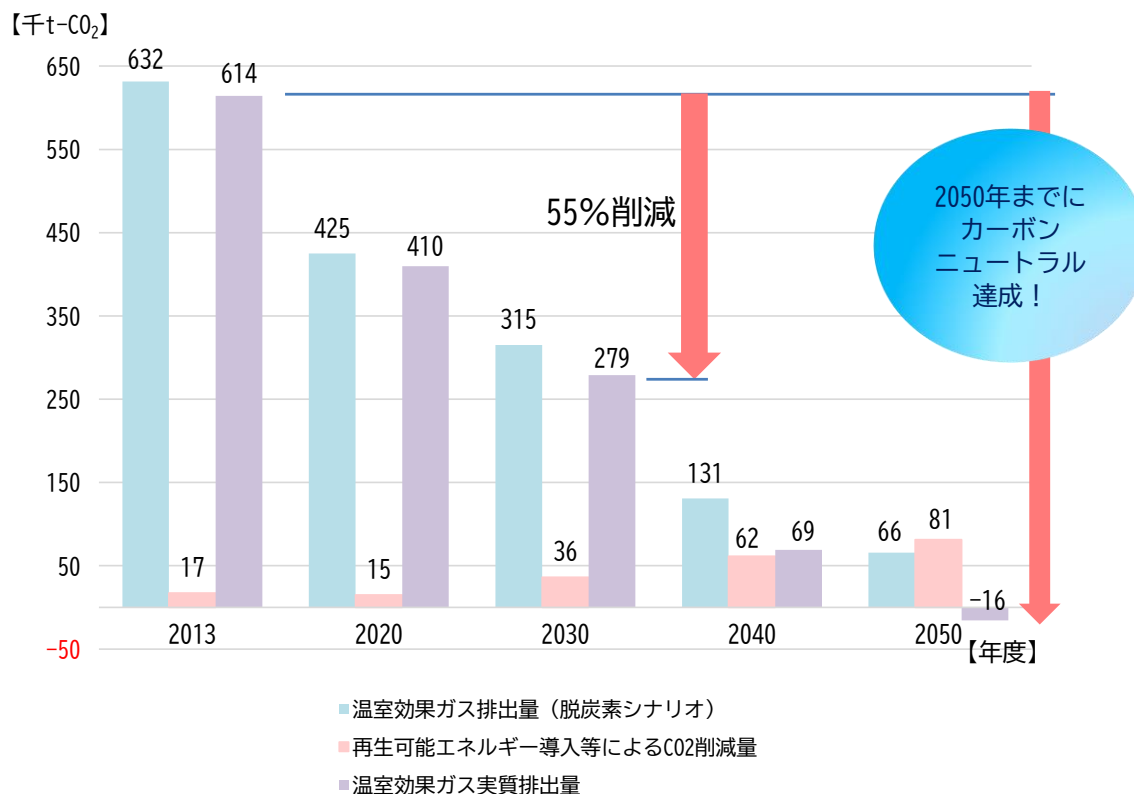


図 5-2 再生可能エネルギー導入等による温室効果ガス削減目標

3-2 部門別温室効果ガス削減目標

(1) 再生可能エネルギー導入による CO₂ 削減量の考え方

再生可能エネルギー導入による CO₂ 削減量の考え方として、再エネ導入対象ごとに該当部門を設定し、CO₂ 削減量を試算すると表 5-3 のとおりとなります。

表 5-3 部門別再エネ導入によるCO₂削減量

再エネ導入対象		該当部門	CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)		
			2030	2040	2050
太陽光	住宅	家庭部門	5.7	12.1	18.5
	公共施設	業務その他部門	4.9	9.7	9.7
	事業者	産業部門	0.5	1.1	1.6
		業務その他部門	3.6	7.3	10.9
	ため池	産業部門 (農林水産業)	5.3	10.5	15.8
	市有地	業務その他部門	0.2	0.3	0.5
	農地・耕作放棄地	産業部門 (農林水産業)	0.9	1.8	2.7
太陽熱	住宅	家庭部門	0.0	1.1	2.2
	公共施設	業務その他部門	0.0	0.02	0.03
小水力	下水処理場	業務その他部門	0.0	0.001	0.002
地中熱	住宅	家庭部門	0.0	1.8	3.6
	公共施設	業務その他部門	0.0	0.2	0.3
バイオマス	—	産業部門 (農林水産業)	0.0	0.5	0.5
再エネ導入におけるCO ₂ 削減量			21.1	46.4	66.4

(2) 再生可能エネルギー導入等による CO₂ 削減量

再生可能エネルギー導入による CO₂ 削減量は、表 5-3 より 2030 年度 21.1 千 t-CO₂、2050 年度 66.4 千 t-CO₂ と推計されます。

森林吸収量は、基準年度である 2013 年度は 17.4 千 t-CO₂ に対し、2020 年度は 15.1 千 t-CO₂、2030 年度以降は現状維持として 15.1 千 t-CO₂ と推計されます。

したがって、再生可能エネルギー導入による CO₂ 削減量と森林吸収量は、表 5-4 のとおりとなります。

表 5-4 再生可能エネルギー導入によるCO₂削減量と森林吸収量

該当部門	CO ₂ 削減量 (千t-CO ₂)		
	2030	2040	2050
再生可能エネルギーの導入	21.1	46.4	66.4
森林吸収量	15.1	15.1	15.1
合計	36.2	61.5	81.5

(3) 部門別温室効果ガス削減目標

以上より、2030年度の部門別温室効果ガス削減目標は、表 5-5のとおり、産業部門が基準年度比 40.1%削減、業務その他部門が同比 71.4%削減、家庭部門が同比 60.2%削減、運輸部門が同比 75.7%削減、廃棄物分野が同比 45.7%増加に抑制し、森林吸収量が同比 13.1%減少となります。

表 5-5 部門別温室効果ガス削減目標

部門	温室効果ガス排出量【千t-CO ₂ 】								
	2013年度 (基準年度)	2020年度 (現況年度)	基準年度比 削減率	2030年度 (目標年度)	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率	2050年度	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率
産業部門	320	203	▲36.6%	192	▲128	▲40.1%	22	▲298	▲93.3%
製造業	293	175	▲40.2%	180	▲112	▲38.4%	39	▲254	▲86.8%
建設業・鉱業	3	2	▲26.3%	2	▲2	▲51.8%	0	▲3	▲90.6%
農林水産業	24	25	4.7%	17	▲8	▲31.5%	3	▲21	▲87%
業務その他部門	81	52	▲35.6%	23	▲58	▲71.4%	▲16	▲97	▲120.4%
家庭部門	117	76	▲34.9%	47	▲71	▲60.2%	▲13	▲131	▲111.4%
運輸部門	110	87	▲20.7%	27	▲83	▲75.7%	4	▲106	▲96.7%
自動車	105	84	▲20.6%	25	▲80	▲76.0%	3	▲102	▲97.0%
鉄道	4	3	▲27.3%	1	▲3	▲74.1%	0	▲4	▲94.4%
船舶	0	0	24.9%	0	0	26.1%	0	▲0	▲0.4%
廃棄物分野（一般廃棄物）	4	7	68.4%	6.0	2	45.7%	4.1	0	0.0%
森林吸収量	▲17.4	▲15.1	▲13.1%	▲15.1	2.3	▲13.1%	▲15.1	2.3	▲13.1%
合計	614.3	409.8	▲33.3%	279.0	▲335	▲54.6%	▲15.6	▲630	▲102.5%

※再生可能エネルギー導入量を含んだ温室効果ガス排出量として推計しています。

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

第6章 目標達成のための取組施策

1 目標達成のための取組施策の基本的考え方

本市の目標達成のための取組施策は、国の「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議：令和3年6月9日）」に掲げられている脱炭素の基盤となる重点対策をもとに、本市の2050年カーボンニュートラルに向けた5つの基本方針を踏まえ、8つの重点対策を表6-1に整理します。

各取組施策については、市、市民、事業者等が連携・協働で取組を推進します。

表 6-1 地域脱炭素ロードマップに係る脱炭素の基盤となる重点対策など

地域脱炭素ロードマップに係る脱炭素の基盤となる重点対策	
市・市民・事業者等の連携・協働	基本方針1 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入 基本方針4 災害に強い、安心・安全なまちづくり
	(1) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
	(2) 地域共生・地域裨益型再エネの立地
	(3) 農林水産業の生産力向上と持続性の両立
	基本方針2 省エネ設備と電気自動車（EV）等の積極的な導入 基本方針4 災害に強い、安心・安全なまちづくり
	(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
	(2) ゼロカーボン・ドライブ
	(3) コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
	基本方針3 資源が循環するまちづくり
	ごみの減量と資源化（フードロス削減、プラスチック製品のリサイクル等）
	基本方針5 市民や事業者への環境意識の向上
	市民・事業者・市が連携した環境教育による意識向上

2 本市の取組施策

本市の取組施策は、上記、「脱炭素の基盤となる重点対策」をもとに、国や県の計画の方向性を示したうえで、本市の課題や取組の方向性を踏まえ、SDGs の関連性を示すとともに導入施策を設定しました。

2-1 【基本方針1】地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの積極的な導入 【基本方針4】災害に強い、安心・安全なまちづくり

(1) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

国や県の施策の方向性				
国の方向性	建物の屋根等に設置し屋内・電動車で自家消費する太陽光発電を導入する。自家消費型の太陽光発電は、系統制約や土地造成の環境負荷等の課題が小さく、低圧需要では系統電力より安いケースも増えつつある。余剰が発生すれば域内外で有効利用することも可能であり、蓄エネ設備と組み合わせることで災害時や悪天候時の非常用電源を確保することができる。			
県の方向性	太陽光発電は継続して普及拡大を図る。太陽光以外の再生可能エネルギーや、水素などの新エネルギーについても、導入可能性や活用可能性の検討を行うなど、エネルギー源の多様化に向けた取組みを進める必要がある。			
本市の取組施策				
住宅や事業所などの建物の屋根等への太陽光発電設備及び蓄電設備の導入を推進する。 公共施設の屋根等に太陽光発電設備及び蓄電設備の導入を促進する。特に、太陽光発電設備については、設置可能な公共施設の建築物等に 2030 年までに 50%、2040 年には 100%の導入得を目指す。 公共施設の駐車場を活用した太陽光発電付きカーポート（ソーラーカーポート）の導入を検討する。 ため池や耕作放棄地等への太陽光発電設備の導入を促進し、地域への照明設備や害獣対策の電柵、電気自動車（EV）の充電設備などの電力確保を検討する。 太陽光発電設備の導入には、初期投資ゼロのリース契約や PPA モデルによる導入を検討及び啓発する。				
【市民・事業者のできること】				
取組内容				
太陽光発電設備や蓄電設備の設置	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照			
関連する SDGs のゴール				
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 

（２） 地域共生・地域裨益型再エネの立地

国や県の施策の方向性	
国の方向性	一次産業と再エネの組合せ、土地の有効活用、地元企業による施工、収益の地域への還流、災害時の電力供給など、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に裨益する再エネの開発立地を、できるだけ費用効率的に行う。
県の方向性	地域で生み出した再生可能エネルギー由来の電力をその地域で消費し、そこで得られた収益を地域に還元することにより、地域の脱炭素化と雇用創出等を図るエネルギーの地産地消モデルの構築に向け、他県の先進事例等について情報収集・情報提供を行うとともに、地域脱炭素化促進事業を推進するための計画・認定制度も活用しながら、市町等各関係機関と連携した取組みを進める。 また、CO₂削減量を環境価値として J-クレジット制度により得られた収益を環境保全活動事業に活用する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」の取組を通じて、CO₂削減による環境価値の有効活用を図る。
本市の取組施策	
✚ ため池や耕作放棄地等への太陽光発電設備の導入を促進し、地域への照明設備や害獣対策の電柵、電気自動車（EV）の充電設備などの電力確保を検討する。＜再掲＞ ✚ エネルギーの地産地消に向け、地域で生み出した再生可能エネルギー由来の電力をその地域内で消費し、その収益を地域へ還元することにより、地域の脱炭素と雇用創出を図るエネルギー事業体を運営する仕組みづくりを検討します。 ✚ 県の「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」を例に、本市独自の J-クレジット制度を活用した「（仮称）さめきスマートバンク」制度を創設し、太陽光発電設備等の導入による CO₂削減量を環境価値として得られた収益を市内の環境保全活動事業に還元する仕組みづくりを検討します。 【市民・事業者のできること】	
取組内容	
再生可能エネルギー由来の電力を選ぶ	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照
関連する SDGs のゴール	
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	

(3) 農林水産業の生産力向上と持続性の両立

国や県の施策の方向性	
国の方向性	調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体において、環境負荷軽減や地域資源の最大活用、労働生産性の向上を図り、持続可能な食料システムを構築する。 ・持続可能な資材やエネルギーの調達（営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設の導入等） ・地域の未利用資源の一層の活用（園芸施設における産業廃熱・CO₂の利用、バイオ炭の農地施用、堆肥の広域流通等） ・持続的生産体系への転換（ドローンによるピンポイント農薬・肥料散布の普及、農機のシェアリングや農業支援サービスの育成・普及、有機農業の推進等） ・適切な間伐やエリートツリー等を活用した再造林等の森林整備 ・建築物の木造化・木質化等による地域材の積極的な利用
県の方向性	太陽熱や風力、小水力、地中熱など太陽光以外の再生可能エネルギーや、水素などの新エネルギーについて、他県の導入事例や国の技術開発、補助事業等の情報収集・情報提供を行うなど、導入可能性について検討を進める。
本市の取組施策	
✚ 農地における営農型太陽光発電システム、また農業用水路や浄水場等の落差を利用した小水力発電の導入について検討するとともに市民へ啓発する。 ✚ 農業廃棄物処理量の調査とその適正処理について検討するとともに、稲わら・麦わら等の農業廃棄物の燃料用のペレット化についても検討する。 ✚ 森林環境譲与税を活用した里山や森林の保全整備に努め、光合成による大量の二酸化炭素の吸収に着目するとともに、森林バイオマスエネルギーの利用を検討する。 ✚ 住宅や事業所の木造建造物に、県産などの地域材を積極的に利用するよう啓発する。 ✚ 園芸施設に使用するエネルギーは、省エネ型ボイラー設備を選定するよう啓発する。 ✚ 市民等による水辺環境の保全活動を支援するとともに、アマモなど海藻による光合成に着目し、その保全・整備に努め、ブルーカーボンを推進する。 【市民・事業者のできること】	
取組内容	
営農型太陽光発電システムの導入、園芸施設の省エネ型ボイラー設備の選定	
森林保全教育等に参加するなど林業保全の推進	
住宅や事業所の建替え（木造化）の際に、県産の地域材を選定	
水辺環境の保全活動の推進	
関連する SDGs のゴール	
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 15 陸の豊かさも 守ろう	

2-2 【基本方針2】省エネ設備と電気自動車（EV）等の積極的な導入 【基本方針4】災害に強い、安心・安全なまちづくり

（1）脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

国や県の施策の方向性	
国の方向性	庁舎や学校等の公共施設を始めとする業務ビル等において、省エネの徹底や電化を進めつつ、二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を実施するとともに、再エネ設備や再エネ電気を、共同入札やリバースオークション方式も活用しつつ費用効率的に調達する。業務ビル等の更新・改修に際しては、2050年まで継続的に供用されることを想定して、省エネ性能の向上を図り、レジリエンス向上も兼ねて、創エネ（再エネ）設備や蓄エネ設備（EV/PHEVを含む）を導入し、ZEB化を推進する。
県の方向性	家庭や事業者に対して省エネルギー診断の受診を促し、省エネルギー設備機器の導入拡大を図る。また断熱性能等の優れた省エネ住宅（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス））や省エネ基準適合した建築物（ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル））やBEMS（ビル・エネルギー・マネジメントシステム）の導入促進を図る。
本市の取組施策	
- 市の公共施設の取組として、「さぬき市エコオフィス計画」について徹底した取組を促進する。 - 公共施設では、「COOL CHOICE（ゼロカーボンアクション 30）」や「デコ活」を徹底して取組むとともに、家庭・事業者も重点的に取組を促進する。 - 公共施設において、国や県の無料省エネ診断を受診する。 - 公共施設において、高効率省エネ設備（LED照明、空調換気設備、給湯設備等）を導入するとともに、大規模改修等の新增改築に際し、ZEBやBEMSを導入する。 - 家庭や事業者に対して、国や県の無料省エネルギー診断の受診を促す。 - 住宅や事業所等の建築物において、2030年までに新築建築物の平均でZEH-Ready、ZEB-Ready相当が実現することを目指す。 - 公共施設と事業者は、ESCO（Energy Service Company）事業の活用を検討する。 - 住宅と事業所等の建築物において、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム）やBEMSの導入を促進する。 - 公共施設をはじめ、一般家庭や事業所で使用する電力は再生可能エネルギー由来の電力を使用することを目指す（さぬき市版 RE100）。	

【市民・事業者のできること】

取組内容	
ZEH 住宅の購入	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照
HEMS、BEMS の活用	
住宅や事業所における無料省エネ診断の受診	
事業所における ESCO 事業の活用検討	
断熱リフォーム（窓・サッシなど）	
節水（節水シャワー・節水型トイレなど）	
LED 等の高効率照明の購入	
クールビズ・ウォームビズ	
冷蔵庫の買い換え	
エアコンの買い換え	
再生可能エネルギー由来の電力を選ぶ（再掲）	

関連する SDGs のゴール



(2) ゼロカーボン・ドライブ

国や県の施策の方向性	
国の方向性	再エネ電力と EV/PHEV/FCV を活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を普及させ、自動車による移動を脱炭素化する。動く蓄電池等として定置用蓄電池を代替して自家発再エネ比率を向上し、災害時には非常用電源として活用し地域のエネルギーレジリエンスを向上させる。
県の方向性	エコドライブの普及を促進するほか、エコ通勤の推奨や利用促進キャンペーンの実施、パークアンドライドの情報提供などにより、公共交通機関等の利用を促進する。 また、環境性能に優れているだけでなく、災害時の非常用電源として期待される EV（電気自動車）や PHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）について、国の補助制度等の情報提供を行うとともに、自動車販売事業者や関係団体等と協力・連携しながら、充電設備等のインフラ整備と合わせて導入を促進する。
本市の取組施策	
✚ 市の取組として、「さぬき市エコオフィス計画」に基づき、公用車の使用を徹底するとともに、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車を導入する。 ✚ 「さぬき市地域公共交通計画」に基づき、公共交通の利用を促進させるため、公共交通システムの見直しやコミュニティバスへの転換を図る。 ✚ 市は、市民・事業者に対して、エコドライブの普及を促進するほか、エコ通勤の推奨や利用促進キャンペーンの実施、パークアンドライドの情報提供などにより、公共交通機関等の利用を促進する。エコドライブについては、エコドライブ普及連絡会が推奨する「エコドライブ 10 のすすめ」の情報を提供する。 ✚ 市は、電気自動車（EV）等の普及促進を図るため、自動車販売事業者等と連携して充電設備の設置拡大を図る。 ✚ 市民や事業者に、「エコドライブ 10」の項目を徹底して取り組むとともに、買い換えの際には電気自動車（EV）など次世代自動車を購入するよう啓発する。 ✚ 市民や事業者に、パークアンドライドなどの情報を収集し、自家用自動車から公共交通機関に乗り換えるよう啓発する。 ✚ 災害時の非常用電源として期待される電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHEV）などは、自動車から住宅や事業所へ電力を供給することができるシステム（V2H や V2B）などの活用を推進する。	

【市民・事業者のできること】

取組内容	
エコドライブの実施	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照
近距離通勤（5km 未満）は自転車・徒歩通勤	
5km 以上の通勤も月 1 日は公共交通機関利用	
電気自動車等の購入	
V2H などの活用	

関連する SDGs のゴール



(3) コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり

国や県の施策の方向性		
国の方向性	都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォーカブルな空間の形成等により車中心から人中心の空間へ転換するとともに、これと連携した公共交通の脱炭素化と更なる利用促進を図るとともに、併せて、都市内のエリア単位の脱炭素化に向けて包括的に取り組む。加えて、スマートシティの社会実装化や、デジタル技術の活用等を通じて都市アセットの機能・価値を高め、その最大限の利活用を図る。さらにグリーンインフラや Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)等を推進する。	
県の方向性	「都市計画区域マスタープラン」等に基づき、市町の庁舎や鉄道の駅を中心とした区域を集約拠点とする適正な土地利用への誘導や、その拠点間を利便性と結節性に優れた公共交通で結ぶネットワークづくりを推進することにより、CO₂の排出の少ない集約型都市構造の実現をめざす。 CO₂を排出しない自転車や歩行による移動を促進するため、歩道・自転車歩行者道の整備や道路標識・路面標示の設置など、歩行者や自転車の通行環境の整備による安全で快適な移動空間の確保に努めるとともに、サイクルオアシス(サイクリストの休憩ポイント)の設定やサイクルトレインの拡大など、サイクリストの受入れ環境の整備や情報提供に取り組めます。	
本市の取組施策		
✚ 「さぬき市立地適正化計画」に基づき、安全・安心な主要道路・通学路の整備、公共交通の維持・充実を図る。 ✚ 徒歩・自転車等の安全通行に向けた、主要道路のバリアフリー化や歩道改良を行う。 ✚ コミュニティバスのデマンド交通の見直し、次世代技術等を使った新モビリティ導入の検討、レンタサイクルの充実など、自家用乗用車でなくても生活できる生活交通の確保とモビリティマネジメントの推進を図る。 【市民・事業者のできること】		
取組内容		
近距離通勤（5km 未満）は自転車・徒歩通勤	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照	
5km 以上の通勤も月 1 日は公共交通機関利用		
関連する SDGs のゴール		
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
		

2-3 【基本方針3】資源が循環するまちづくり

ごみの減量と資源化（フードロス削減、プラスチック製品のリサイクル等）

国や県の施策の方向性				
国の方向性	食品ロス削減推進計画に基づく食品ロス半減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。			
県の方向性	ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関して、ホームページ等による広報に努めるとともに、プラスチックごみについては、過剰なプラスチック製容器包装・製品の使用の抑制や代替素材への転換に向けた事業者の取組みの促進を、食品ロスについては、香川県食品ロス削減推進計画に基づく本県の現状や特性に応じた取組みの推進を図ります。			
本市の取組施策				
市の取組として、「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制・再資源化に努める。 「香川県食品ロス削減推進計画」に基づき、基準年度を 2017（平成 29）年度とし、2030（令和 12）年度の目標を 22％程度とする。（国は、2000（平成 12）年度を基準年として、2030（令和 12）年度 50％削減） 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等への素材代替等）の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュースが進んでいることを目指す。 食品ロスの問題が幅広い世代に認知されるよう、SNS 等を活用して普及啓発するとともにセミナーや出前講座を行う。 フードバンク活動の認知度を向上させるとともに、フードバンク活動への理解度を促進する。さらには、フードバンクと連携を図り、フードドライブ活動を検討する。 使用済み製品等のリユース等が普及し、太陽光パネルや蓄電池等が、リユース可能なものはリユース、できないものはリサイクルにより資源回収・適正処分されることを目指す。				
【市民・事業者のできること】				
取組内容				
マイボトル、マイバッグの利用、分別等により容器包装プラスチック等のごみを削減	CO ₂ 削減効果等は資料編 61 頁参照			
関連する SDGs のゴール				
2 飢餓をゼロに 	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	14 海の豊かさを守ろう 

2-4 【基本方針5】市民や事業者への環境意識の向上

市民・事業者・市が連携した環境教育による意識向上

国や県の施策の方向性				
国の方向性	様々な分野で影響力のあるインフルエンサーや、脱炭素への関心が高い学生等が脱炭素行動を率先して実施するとともに、様々な形で発信する。また環境教育及び ESD の推進を通して脱炭素行動の実践を促す。こうした施策により、具体的な脱炭素行動への共感・関心を広げ、自らの行動につなげる。			
県の方向性	地球温暖化問題に対して実践的に行動できる人づくりを進めるため、地球温暖化防止活動推進員等と連携・協力し、環境学習プログラムや教材等を活用して、学校や地域において子どもから大人まで幅広く学習する機会を提供する。 また、環境教育・環境学習の担い手となる指導者に対して人材育成講座を開催するなど、指導者同士の相互交流が可能となるような場を提供するとともに、地域における温暖化防止活動のリーダーとなる地球温暖化防止活動推進員については、意欲的な人材の確保を図りながら、その役割を十分果たせるよう、研修機会や情報提供の充実に取り組むなど、その育成に努める。			
本市の取組施策				
市は、市民・事業者・行政・民間団体が連携して環境教育活動に取り組むことができる体制を整備する。 市は、環境保全に係る情報の積極的な発信・PR・市民からの情報の収集に努めるとともに、環境保全に係る学習の充実に努める。 市民や事業者は、地球温暖化に関する情報を提供し、積極的に地球温暖化防止活動やイベント等に積極的に参加するよう啓発する。 家庭や事業所で、子どもや従業員と一緒に地球温暖化問題について話をするなど家庭や事業所で環境教育に取り組むことを推進する。 【市民・事業者のできること】 <table><tr><th>取組内容</th></tr><tr><td>地球温暖化防止活動やイベント等へ積極的に参加</td></tr><tr><td>家庭や事業所内で環境教育の実施</td></tr></table>		取組内容	地球温暖化防止活動やイベント等へ積極的に参加	家庭や事業所内で環境教育の実施
取組内容				
地球温暖化防止活動やイベント等へ積極的に参加				
家庭や事業所内で環境教育の実施				
関連する SDGs のゴール				
4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう				

第7章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

本計画の推進体制は、基本的に「さぬき市環境基本計画」に示されている推進体制をもとに市民・事業者・市（行政）が基本的な役割を果たし、連携・協力して進めていく必要があります。

また、地域の脱炭素を推進するためには、これまでのように市民・事業者・市（行政）が、個々に取り組むだけでは限界があり、地域のあらゆる主体が参加・連携して取り組むことが必要です。

そのためには、庁内の関係部局および庁外のさまざまなステークホルダーとの連携・パートナーシップを構築して、取り組む体制づくりが重要です。

地域が主役となる脱炭素社会の実現に向けては、多様な主体の参画に加えて、それらをコーディネートする人材が必要といわれています。

そこで、本計画の効果的な推進に向け、図 7-1 に示す新たな体制を検討します。

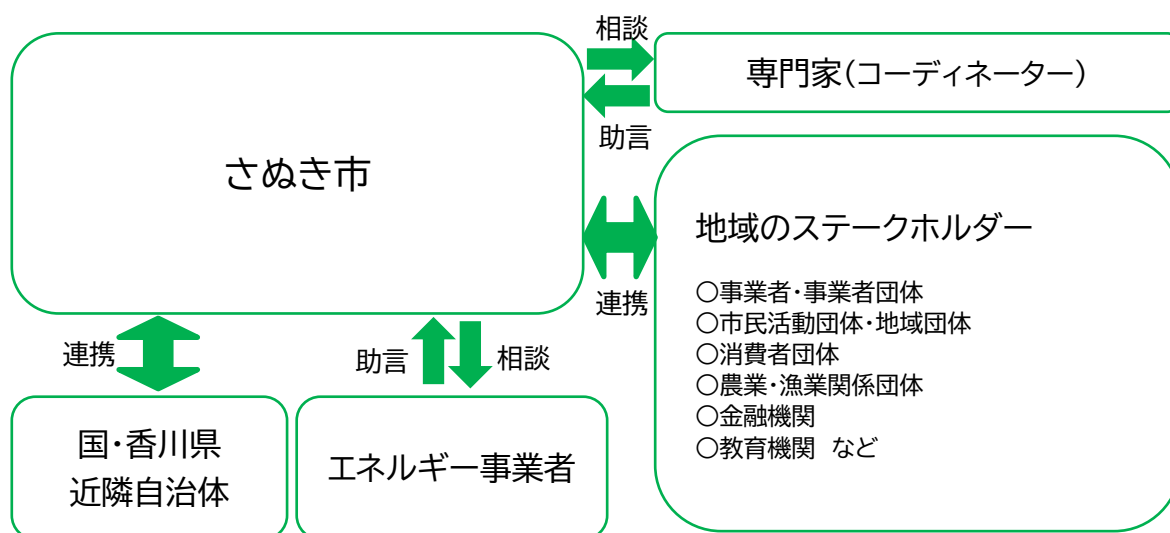


図 7-1 本計画の推進体制

■さぬき市

生活環境課が事務局となり、本計画全体の進行管理を行います。

庁内の推進体制については、全庁が一体となった推進体制を検討します。

また、外部推進体制として、「テーマ」に応じて地域の多様な主体が参画する場をセットするとともに、専門家、国や県等の関係行政機関、エネルギー事業者等と連携協力し、地域における脱炭素の取組の検討および効果的な推進を図ります。

■地域のステークホルダーおよび関係組織

地域のあらゆる主体の参画のもと、地域の脱炭素を図るうえで必要な取組について協議し、市と連携協力しながら、具体的な取組を実行します。

■エネルギー事業者

施策や取組の検討に際し、専門的な見地から情報提供・助言を行うとともに、取組の実施に際し必要な助言・支援を行います。

■国・香川県・近隣自治体

国や県は、市の施策における連携や必要な資金支援、助言を行います。また、広域的な視点で検討が必要な課題や取組については、近隣自治体と連携協力をします。

■専門家（コーディネーター）

脱炭素に関する取組は、関連する分野や主体が多岐にわたることから、それぞれの立場の意見を聴きながら、施策の調整を行います。

2 計画の進行管理

地球温暖化は短期間で解決する課題ではなく、気候変動に伴う自然災害の頻発化や甚大化、気温上昇による熱中症の増加など直接的な影響だけでなく、動物媒介性感染症の増加など間接的影響も懸念されています。

このことを十分に踏まえ、本計画の進行管理は「さぬき市環境基本計画」の進行管理方法で定められているPDCAサイクルに基づき、事業や取組の進捗状況及び目標の達成状況、関係団体の意見や助言を反映し、年度ごとに施策や事業計画等を見直ししながら取組を進めていきます。

また、温暖化対策に係る技術革新は日々進歩していることから、社会情勢や市勢の変化に伴う本計画の目標・施策等に合理性を欠いた場合は、本計画そのものを修正するなど、時勢に沿った脱炭素化施策に積極的に取り組むことで、本市の地球温暖化対策を推進していきます。



図 7-2 本計画の推進方法